

の意欲がなかつたのかどうか、こういふ」となんです。

大臣、これはいろいろ祝祭日が多く過ぎるのじゃないか、十二日に一日足したら十三日、こう言いますが、ドイツでは十四日あるのですよ、御承知のように。しかも、ドイツではどういうところにあるかというと、五月一日のメーデー、これは国民の祝祭日としている。これが一つプラスアルファされている。それからいま言つた「勤労青年の日」のようなものもちゃんと祭日になつていて、だから、メーデーのことはさておいて、せつかりいま法律が出てきまして議論しておりますが、とにかく抜本的に関係のある法律があるわけですね。それでかなえられると私は思うのだが、それをあえて独立立法にしたということには意義があると思う。だから、それだけ意義があるということは、勤労青年に対し國が抜本的な施策をひとつとつてから、そのくらいの意欲ある施策をひとつとつてみたってよかつたんじゃないか、こう思ふんですねが、こうした関係をひとつととりあえず答えていただきたいと思う。

います。これは一つの大きな進歩であると考えておるわけであります。

その勤労青少年の祝祭日と申しますか、「勤労青少年の日」を設ける。七月の第三土曜日を当てるに置いておるわけでござりますが、ただいま御指摘のとおり、これは当然國の祝祭日にすべきだ、こういふ御主張に対してはまことにごもつともござります。いまにわかにこれをこの方向にきめるわけにいかなかつた事情もあるようであります、このことが國民の大きな深い理解と関心を持ち、これが國の祝祭日として当然考えられにくべきだということになつて、大方の國民の同意を得る段階が生まれてまいりますれば、これは当然、将来、國の祝祭日にも加えていただきたいというよう考へておるわけでござりますが、現段階におきましては、一応「勤労青少年の日」ということになつて土曜日を当てるということになつておりますけれど、これにはやはり多少時間がかかると思います。広範な國民的合意、盛り上がりといふか、この日を非常に意義のある日であります。次代をになう勤労青少年の日として、当然これは祝祭日に加えなければならぬということが國民世論としてあがつてきたときにおいては、これは当然そういう方向でお考へいただきたいと考へておるわけでござります。いまにわかにこのことを申しますが、やがてそうなるであろうことを期待しておるわけでござります。いまにわかにこのことを申しましても、なかなか容易でないかと考へておりますが、そういう期待感を持つて、この日が将来國の祝祭日にもなつてくれればまことに望ましいことだと考へておるわけでございます。

が前面に出ているんですね。しかし、青少年のことが前面に出ているんだけれど、前面向出るのじゃなくて、前面に出でまいりますする精神的なもの、高邁な理念がうたわれていますが、それはやっぱりりりっぱな社会人を育成する、養成するということが第一義的に前面に出なければならぬ。その次に、勤労青少年といえども、これは職業を持たなければなりませんから、ですから、大臣が言うように、法律できめだからこうだということではなくして、みずからいわゆる職業人としてのそれをのものを持たなければならぬ、こういうことにならなければなりませんから、ですから、大臣が言うとこの法律をつくるにあたっての答申の考え方にはちゃんとなっているでしよう。しかも、一番先に、勤労青少年の対策というものは——最近、特に日本では労働力が不足だといわれていますね、その中でも若年労働力が不足だと、こういうことが非常にほうぼうでいわれているわけでしょう。しかし、そういうことが現状存在している中でも、若年労働力確保のためではなくて、勤労青少年自身の幸福の増進をはかることを目標に、それを前面に立ててやらなければいけないと、こう言っているんです。だから、ここのことながらこの法律、立法化になつたところは逆になつていて、この間をあなたに聞いてみたんですよ。ところが、大臣はやっぱりこの間の趣旨説明をちゃんと暗記していますから、健全な職業人を育成する法律をつくったというは、青少年なるがゆえに何らかの今日的な客観的な社会事情の中では必要性があつてこれはできたんだと思うから、その必要性といいますか、特徴というものがあるはずなんだと、これが冒頭に出できますね。これでは單独立法にした意義はない。健全な職業人を育成するといふことであれば、現在の法律の中に、先ほど来申し上げておるように戦安法、職訓法、これは労働省の法律ですよ。それに雇用促進事業団の法律の中に全部入っています、それを前面に立てるなら、ところがそうではなくて、私は、この法律をつくったというのは、青少年なるがゆえに何だ。そことところは何かと、こう言つてはいる。職

業人をつくるというのなら、ちゃんとここに職安法があるし、職訓法があるし、雇用の関係については雇用促進事業団法という法律があるんですねから、何もこういう法律は要らぬ。これは大臣じゃなくて局長ね、本来、婦人少年局の仕事というのは、つまり青少年の啓蒙指導だけで、具体的に法律をもつて施策を施行するという局じやないんですよ。しかしいま、戦後ここまできて社会構造も変わった、社会生活の様式も変わった、産業の構造も急速に変わってきている、こういう中ににおける青少年の位置づけは一体何かと考えてみたら、やっぱり從来と変わって、こういう短いながらも法律をつくって、青少年をりっぱな社会人として育成、あるいは次の段階で職業人として育てていくということになつてこの法律の立法になつたのじゃないかと、ぼくはこう思ふんだが、こういう考え方どうなんですか。

という等の問題が生じておるところでございまして、この等の対策だけでは十分にこれを解決することができずかしくなつてしまつたわけでござります。そこで、新しい事態に対応して、その中で勤労青少年のそこやかな成長をはかつてまいるといふためには、新しい観点から総合的な施策の推進が必要と、このように考えてきたわけでございます。その考え方には、先ほどの婦人少年問題審議会の建議にも明らかにされておるところでございまして、この際、勤労青少年がそこやかに成長し、希望と意欲を持って勤労に従事し得るといふような環境づくりをするためには、新たな立法措置を講じまして、まずそれによつて国の姿勢を明らかにし、また関係者のすべての者の勤労青少年福祉に対する心がまえといふものも明らかにすると、いふうなことをいたしますとともに、具体的な施策につきまして、これを総合的にかつ有機的に進めていく、あるいは計画的に進めてまいり、そのようなために特に新たな法律を設けることが必要である、このように考える次第でございます。

それからもう一つの点で、「勤労青少年の日」

の日どりについてお尋ねがあつたと思ひます。本法案では、七月の第三土曜日という日にいたしております。「やぶ入り」の日といふことを一つの契機といつしましたことは、先ほど大臣からも御説明したとおりでございます。第三土曜日といひますと、これは月の日であります。大体十五日から二十一日、年によつて、御指摘のように、違つわけでございます。しかし、いずれにいたしましても七月の中旬から下旬にかかる時期でございまして、その中に「やぶ入り」が入る、このような時期でござります。それからまた、先ほどの御指摘のよう、七月、八月には祝日がございません。で、将来、この日が國の祝祭日といひものになりました際にも、そこに祝日がないといふこともからみ合わせる有効なことではないかと、そのように考えたわけで、この点も審議会で

いろいろと御指摘のあつたことでござります。
○古田忠三郎君 審議会の経過あるいは考え方申されまして、ほんわりましたが、これは局長申されますが、そうすると七月の第三土曜日にきめたことは、私が指摘したように、六、七、八月と七、八の祝祭日がない間に、七月に——仮定で配慮があつて七月の第三土曜日と、こうきめたといらうことですか。

○吉田忠三郎君 この日どりをきめます際のいろいろなファクターと申しますよが、その一つにそのことがあつております。

○古田忠三郎君 要素になつてゐるといふことでですね。

○吉田忠三郎君 それからもう一つ。大臣は何か予算委員会のほうがあるそですから、これは政務次官でもけつこうですが、十二条ですね。この

十二条では職業訓練、または教育を受けるように青少年に配慮しているんだと思うんです。この条文はですね。そこでその訓練並びに教育を受けられるということになりますと、勤労青少年ですから、つまり雇用の勤務時間中のこと等が考えられますから、したがつて、この事業主あるいは企業主に対しても、やはりそういうことについては——そういうことについては、どうことは、具体的には時間的な配慮をしてもらつよう、これは条文にしても、協力、要請の意味も含めてかなり強いつものを規定しなければならないわけですから、そのことがこの十二条の中に含まれていると思うのです。そういう観点で見ますと、学校教育法が

定期制の課程であるとか、あるいはこの通信制の課程等そういう教育を受ける場合と、こうなつているのですがね。その「等」という、そういう教

育機関ですね。端的にいえば、学校ですよ。その範囲といふものは、この条文だけでは明確になつていませんね。いませんから、どういう範囲であります。定時制高校の場合は何時から何時まで出席しなくては出席と見なさない、あるいは何日間出席しなくては進級できないといふようなことは、私が指摘したように、大学の場合は、比較的その点が彈力性があつて時間が自由に選べるということです。そういう機会均等に職業訓練なりあることは、そういう機会均等に職業訓練なりあることは、教育の場を与えてやるということで、その精神が十二条の中に流れているとするならば、なぜ神が十二条の中に流れているとするならば、なぜ機会均等に——教育の精神ですね、機会均等といふことだ——この条文だけで伺つてみますと、大學あるいは大学の中にも、特に職業課程などは短期大学といふのが全国でかなりありますわね。そういうものが除外されたのか。これはこの条文では、完全に除外されているように書かれていますから、こういう点は、せつがくそした教育の場を考えてやると、しかも時間を割愛して与えるわけですからね。そういうものであるならば、なぜ大學ないしは職業課程のみならず、短期大学教育というものがこの条文からははずされているのか、この点ひとつ見解を承りたいと思う。

○吉田忠三郎君 少し技術的でございまして、私からお答えさせていただきます。十二条で「定時制の課程若しくは通信制の課程等で行なう教育を受ける場合」という場合のこの「等」ということの範囲はどこまでかといふお尋ねであるかと存じます。この点につきましては、原則といたしまして、この定時制の高校あるいは通信制の高校等に、高校に準じるような教育施設というように考えております。すなはち、いわゆる後期中等教育と申しますが、その段階にあるところの勤労青少年が、これらの定時制や通信制以外の教育施設で、先生もおつしやるような各種学校等で一般的な知識や技能を習得する、あるいは資格を修得するためには、どうしても非常に多いわけだと思いますので、そういうものに対しても同様な配慮をしてもらいたい、こういふ趣旨でございまして、定時制、通信制だけに限らないと、こういふことです。その場合、大学、短期大学等につきましては、一般的に大学

レベルになりますと、授業の形態等が単位制と申しますか、そのよくな形をとつて弾力的になつてあります。定時制高校の場合は何時から何時まで出席しなくては出席と見なさない、あるいは何日間出席しなくては進級できないといふようなことは、その教育課程いろいろございまして、定時制なんです、おもに。その場合、大学の場合だつて定時制あるのですから、短期大学にしまつて、あるいは四年制の大学だつてあるでしょう、これはほとんど不可能だと思う。したがつて、企業主といふものはまれなんですね。だから、これはほんと不可能だと思う。したがつて、この間調査に行きましたら、一切経費をもつて、定時制なんです、おもに。その場合、大学の医科大学にやつっているような例もありますがね。そういう企業主といふものはまれなんですね。だから、これはほんと不可能だと思う。したがつて、定時制なんです、おもに。その場合、大学の

合もそうですが、大学だってちゃんとスクーリングの制度があつてやつているのですからね。どう

もあなたいまの答えだけでは私はひんときますから、これは。そういうものを経験した者として。

○政府委員(高橋辰子君) 御説明が不十分であつたかと思いますが、この十二条では、事業主に努めることを規定するものであります。

ございませんが、この条文によりまして、事業主はその雇用する労働青少年が一定の学校、施設に通う場合には、その時間について配慮しなければならないという努力義務を課すわけでございまして、そのような意味合いでおきましては、大学の定期制と申しますか、夜間の大学のことであるかと思いますが、これなどは、先ほど申しましたように、比較的時間的に選択の余地が大きいといふこと等と、それからまた労働青少年対策として考へているのでございますので、大学の年齢等の問題もござりますし、この段階におきましては、一律に事業主にその大学も含めた努力義務を課すということはやや時期尚早であるといふようなことです、一律に努力義務を課すのは定期制、通信制及びこれに準ずるものといたしまして、それ以上につきましては事業主の自主的な配慮を大いに御期待して、また行政指導によって力を入れて進めてまいりたい、このような考え方でございます。

れでわかりますよ。わかりますが、先ほど大臣は、この法律は、関係法律から離れて特にこの法律をつくり上げていくといふ意義は何かと聞いたたら、これは健全な職業人の育成だとなんとかと、そのところは多少諭はありましたが、前向きに勤労青少年のそらした職場の事柄を考えたそれでやつたのだよ、こう言っていますよ。そういうふうで前提に立って考えてみますと、この教育の問題にしても、確かにこれは從来から見ると、努力目標であるけれども、事業主に対してこの条文でうたっていますから、その意味では前向きですよ。だから、これを私どもとして考えてみる

と、これはアメリカだって、ソビエトだって、諸外国全部いまあれじやないですか、勤労青少年、特に向学心に燃えている者はどんどん定期制にやつておるでしよう。大学へやつておるでしよう、これは、国策としてやつていますよ。アメリカだって、ソビエトだって、どこだつてね。そらくすると、大臣が言うように、わが國もおそまちなんか、ある意味においては青少年の保護の立場からながら、本来の婦人少年局の青少年の啓蒙であるとが、この指導、この役割りをさらに越えて今日的な諸情勢の中ではこういう單行法をつくつてさらに前向きの施策として取り組まなければならぬ、こういうことであるならば、せつかくこの十二条でここまできめたならば、なぜそこからこの大学というのも、しかも定期制ですよ、これはね、短大等々を取り除かなければならなかつたか。逆にその面だけ見たらうしろ向き政策ですよ。大臣もせつかくいうのは、つまりこの勤労青少年というのではなくて、先ほどもちょっと触れましたが、日本の事業主あるいは企業主といふのは、つまりこの勤労青少年といふのはただの答申も読んでいますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、日本の中においても機械化であるとか、情報化であるとか、ある一定の基礎教育を持たなければ、ただ働くといったってそれは直ちに労働力にならない。最低限度高校程度の教育を受けて知識を身につけなければならぬということになつてゐるのである。審議会の中にも、いま私が言ったように、この大学定期制といふものがかなり学識経験者あるいはその他の人々から非常に強く指摘されていりますよ。にもかかわらず、さて今度は前向きで法律をつくりましたといつた法律の中になつてくると、こういううしろ向きのものが出て、まことに妙だ。こういう点からちょっと冒頭に言つたように、大臣に、つまり職業人としての健全な育成が終始貫思想として流れているからこういううしろ向きのものがばつんと出

てくるのですよ。この辺はどうも前向きでやまどりであります。これは大臣、どうお考えになりますか。

○國務大臣(野原正勝君) 御指摘の点、まことに制もしくは通信の課程というふうなことのみでなく、進んで夜間大学等に通学する場合もこれは十分考慮していくべきものだと考えておりますが、この立法の当時、いろいろな審議会等の御意見をもつてございましたのでありますよろが、将来、そういう点で大学教育などを含めていくよろなことができますように十分に検討させていただきたいと考えております。

○吉田忠三郎君 大臣の積極的な答弁がありましてから、私は、これはやめますがね。大臣ね、「つまり労働省のこの教育についての考え方」というのは、高橋局長を含めて、十五、六歳から十八歳ぐらいのいわゆる少年、そういうものの頭に置いているからどうということになるのですよ。ところが、これは少年だけじゃない。青少年でしよう。青年といふことになると、大体成人に達した者から二十七、八歳くらいの者を青年と、こう言いますから、そうすると、当然大学に行ける適齢者でしよう。しかもすべてとていうことじやない。そしたら中でもやっぱり向學心に燃えて、特に大学に行くにはそれ相当の能力がなければ行けませんよ。だれでもというわけにはいかない。しかしながら二十七、八歳くらいの者を青年と、こう言いますから、そうすると、当然大学に行ける適齢者でしよう。しかもすべてとていうことじやない。そしたら中でもやっぱり向學心に燃えて、特に大学に行くにはそれ相当の能力がなければ行けませんよ。せつかり新しりっぱな法律をつくる者があつたらやはりその道を、大臣のいま言つたように、開いてやろうということがこの法律に流れなければ、せつかり新しりっぱな法律をつくるわけですから、その新しい法律をつくるという精神にマッチしませんよ。諸外国だって国策として積極的に夜学にやるようになつたり定時制の大学にやるようになつておる。ソビエトなどは、大体日本の金にしてどういうことになりますか、あれは百ルーピルですから、日本の金に直すと六万円ぐらいですか、六万円、らいをつまり學資金として国家がただくれる。日本の場合のように戻すのじゃなくしてくれる。やっぱり勤労青少年年でも能力のある者は積極的に定時制の大学にや

るようにならなくてはなりません。政策として、これは法律が制定されるかされないかということですから、されましても、このことについてはもつともっと、大臣が冒頭言つたように、前向きにこの面は取り組んでいただきたいということを要望しております。

それからもう一つ、この法律は、ただ単に二十一条の条文を書いたというものではなくて、そのためには具体的な施策としてやらなければならぬものは幾つがありますね。一つの例をとりますと、たとえばこの第十四条では、「余暇の有効な活用」ということを規定していますね。そして、そのためには第四章の施設の面では福祉的な施設をつくる。具体的に何かといったら「勤労青少年ホーム」である、十五条ですね。われわれのところに資料がきいています、青少年ホームの設置一覧表というものがきいています。ですから、今日ないわけじゃない。しかしこれではまだ施設が充足しない。これをより積極的に拡充しようじゃないかということになって、これが法律になつて十五条に規定しているのじゃないかと私は思います。

そこで局長伺いますが、一体どの程度いま審議している予算にこういう問題なり——この間、増田課長がさらさらとここで説明しましたけれども、あの大半は、私の記憶しているものは、職業安定局を中心となつて予算要求している施設がかなりあるんですよ。わざと千五、六百億の中にもちゃんと含まれていますが、婦人少年局として、いま予算委員会で審議しているものの中にはどの程度のものを考へられておるか、これが一つ。それからその予算がまだ国会通つていませんから、具体的にどうこうといふことじゃないが、ここにありますものをあの予算の中で、かりに国会を通過する場合に、どの程度どうしたところにどういうも

のを施設としてあなた方は建設していくとした
いるのか。これが一つ。

それからもう一つは、これを見ますと、この間も私が言いましたが、あなたの方政府としては当然だと、こう言うかもしませんが、大臣も言っているし、局長も言っていますが、最近の勤労青年問題が変わっている、こういう傾向が強いので、この点についてもこの法律ではそのことのわざいような、いわゆる先ほど大臣が言つた職業的人な意識といふものを高揚するためのものもねらっている、こうしたことですね。特に、若年労働者を譲つてこの席では肯定しましよう。肯定した立場で考えてみた場合に、今日わが国の不足をしてゐる若年労働力を補つておるつまり労働源、労働供給する根源は一体何かと考えてみると、おむね山村僻地の青少年がその若年労働力の根源になっている。そうすると、当然そういう諸君のための施設といふものにならなければならぬが残念ながら、今日のこの分布表を見ますと、高度経済成長政策等々、つまりこの計画に基づいたところよりないんですよ。そういうところにこの施設がある。勤労青年は今日の施設で、てということは私は言いませんが、大体においてあなた方が考えておられるような程度に満たさざるような施設は十分持っていますが、勤労青年には幾つかの欲求があるわけですからね。その欲求を満たすための施設というのがない。ないの、離島ですよ。それから労働力を供給している山僻地のつまり市町村ですな。市町村別にいえはういうことになるんですよ。ですから、もつと的なことばで言えば未開発の地域、こういうところが何もないんです。これはよそのことを言いませんが、私は北海道ですから承知しています。北海道は札幌に二ヵ所ある。それから小樽、室蘭、小牧等々、これだけでしょ。北海道はきわめて

業基盤はまだ弱いけれども、この地域というのは

道安經濟地域と称せられて、池田内閣当時のいわゆる経済成長政策の一環としての太平洋ベルト地帯じゃないですか。局長、あなた方が貫いておられる精神を百歩私は肯定した立場で考えて、そういう人々の余暇あるいは勤労青少年のホームでやられる福祉的な行事は何かというと、それは十分満され得る施設がありますよ。小樽だってそうだ。旭川、それから北見、深川、帶広、こちなつてある。問題は、やはり離島の勤労青少年の諸君であるとか、僻地ですよ。こういう人々に對してあまねく、つまり先ほど大臣が言ったようないふ精神から、りっぱな社会人としての育成、その次には、あなた方のおっしゃっているような健全な職業人として育っていくようにしていく。その結果、今日不足だといわれる若年労働力の充足になるようなものにならなければならぬということになりませんか。この間、課長が私のところへ来てまして、北海道は先生非常に多いんですよ。こう言つておられたこと、まさに北海道出身だからといっておせじ言ふなど言つたんだ。何カ所ありますか、北海道に。北海道というのは、日本の国は狭いけれども東北六県と九州を合わせただけの面積があるんですねと、ぼくが北海道出身だからといっておせじ言ふなど言つたんだ。何カ所ありますか、北海道は。わかりますか。何カ所ありますか、六カ所か七カ所。先生、北海道は多いんですよ、と、さけたことを言つてはいけませんよ。しかし、北海道というのは、今日九州と同じように、日本の不足している労働力を供給している地域じゃないですか。若年労働力なんというのはほとんどそろそろじゃないですか。そういうところにさっぱりないといふ。言うことだけはきわめてりっぱなことをつて、活字になるみたいしたり、りっぱな論文みたいになつてきますけれども、やつてることはそこそこなつてない。この点の見解をぜひひとつ明らかにしてもらいたい。

に三十一方所設けるわけでございますが、そういう

は僻地にもそういうもの置かないことは好ましいかと思ふのであります。しかし、現実にはある程度勤労青少年が多数に住んでおつてそこで働いておられる、しかもそういうところに対するどうも適当な施設が乏しいといたところに対しても、そういう青少年に対する健全な機関としての「勤労青少年ホーム」ということをございましてから、ありますけれども、これにはやはりおのずから順序があると思うのですが、少なくとも今後はできるだけそういう思想、考え方といふのを取り入れまして、まあ人口が、たとえば市——今度三万以上の町は市ということになるわけでございますが、せめて市ぐらいいところで、そこでかなりたくさんのお勤労青少年が存在して、大いに職業人としても、地方に工業の分散等ができますればそういうところにも当然必要であります。というようなことはとても、いつまでたつたらしうから、そういう情勢等をやらみ合わせた上で、やはりできるだけ数多くつくっていくといふことが必要だと思います。今までの三十一ヵ月が成立をした時点においては、皆さま方の御協力を得まして飛躍的にひとつ数をふやしたい。全国至るところに、いますぐというわけじゃありませんが、できるだけ多くつくりまして、皆さま方の御満足のいけるような状態にひとつせひととこれを拡充強化をしたいというふうに考えております。私ども実はそういう山村地帯あるいは離島地帯に對して、こういふものは置かない、置く必要ないかねておるということですございます。やはりこれはあまねくそういうものが各地に設けられることになったときにおいては、離島地帯にも、あるいは僻地にもそういうのを置くことは好ましいかと思ふのであります。しかし、現実にはある程度勤労青少年が多数に住んでおつてそこで働いておられる、しかもそういうところに対するどうも

であるかも知れないと考えておりますけれども、

していく、それを助けていく、このような考え方でござりますので、先生御指摘のレクリエーションを含めまして、広く福祉をとらえて進めてまいりたいと思うものでございます。

○渋谷邦彦君 そこで、労働省のほうからちょうどいいをいたしました資料を持見いたしますと、現在の職場において、非常に未成熟なところが多いとございましょうけれども、仕事に対する不安感といふものがございます。たとえば現在の仕事にありてしまつておのが非常に高率を示すバージンページでございます。あるいは職場で孤独感を感じる、あるいはいまの仕事を変わりたい、あるいは自分の能力をためすチャンスがない、あるいは職場の中で悩みがある等々、こうしたことが非常に高いペーセンテージになつておるわけでございます。こうした問題を解決するためには、先ほども論議の途中でお話が出たようでありますけれども、企業者側に相当深い理解と認識がなければこの法の精神は生かされていかないのではないかと、たいへん心配するわけであります。そうした場合に、こうした問題はもちろん企業者側にも積極的に理解を深めて協力をしていくだけかなればなりません。ですから、労働省の立場としては、こうした青少年のもうろの仕事に対する不安感、また生活に対する悩みといふものの解決のしかたというものについては、どのようにお考えになつていらっしゃるか。また、これからどのように具体的にお進めにならうとしておるか、その方針を伺いたいと思います。

○政府委員(高橋辰子君) 御指摘のように、最近職場におきまして、青少年がその職場に適応できない、あるいは将来に対する不安感あるいは孤独感等に悩むというようなケースが非常に多いようです。それらがいわゆる安易な離職の原因ともなつてているようでございます。そのようにいりまして、勤労青少年の身近な相談相手として、

不満、不平、不安等に対応しての相談役をやってい
ただく、そのような制度の導入ははかつてまいっ
たところでございますし、あるいはまた、「勤労
青少年ホーム」等におきましても相談指導に応

かと、これは非常に心配なわけであります。ただ、話は違いますけれども、生活保護を受けておられる方々の実態を調査するためのケースワーカーにいたしましても、先般お伺いしたところでは

合い、慰め合い、まだ切磋琢磨して合って、またその中にでリーダーシップといふものも育つていくことによって、非常に自主的な姿でみずから不安、悩み等も乗り越えていく。そのような姿勢を

するというような施策を進めてまいりたところでございます。本法案におきましては、特にこの勤労青少年に対するそのような相談ということの重要性にからみまして幾つかの措置を講じようとしております。就職に伴つてもろもの問題が起きますが、就職後の時期における戸惑いの中では新たな職場への不安等に対処いたしますために、職業安定機関における相談機能を拡充いたしますことが一つでございます。それからまた企業の中で日常勤労青少年に接する者が身近に不安、不満に対処できますように、さらにまた積極的に勤労青少年に明るい生活を導いてやることがでありますように、特に企業の中に「勤労青少年福祉推進者」を選任することを事業主に努力義務として課したわけでございます。これによつて企業の中で、職場生活の中で勤労青少年が相談指導を受けることができると思います。それから、さらにまた「勤労青少年ホーム」の中に、特にこの法案におきましては、「勤労青少年ホーム指導員」という専門の職員を配置する、このようなことを地方公共団体の義務として課したわけでございまます。これらの相談制度を通じまして、勤労青少年が実生活のいろいろな場で、またいろいろな時期に相談相手を得ることができるように配慮いたしているつもりでございます。

足りないといふことが当局のほうから御答弁ございました。せつかくこうしたいものができますときには、そうした具体的な施策の面で欠けるならば、やはり将来とも非常に不安がつきまとうのではないか。かりに一つの相談事を持つて行く場合でも、特に感情的に鋭敏な青少年のこととでございますので、大せいの人の前ではなかなか相談にくいと。これが今度はマスプロ的に一つの場所に集まって、十巴一からべで相談するということでは、これは所期の目的はどうてい達成できません。ことに生活の悩みとか、個人的ないろいろな苦情というものについては、個々の面接を通じて懇切丁寧な指導といふものが望まることは言えますでもないと思うでござります。そうしたもちろんの条件というものを考えてみた場合、はたしていまおっしゃられたような考え方で、ますますには言つても無理でござりますけれども、近い将来においてもこの種の問題解決ができるものだらうか。この点いかがでございましょう。

つかつてまいりたい、そのようなことをおもかげ期待しているところでござります。

○渋谷邦彦君 それで、提案があるのでございますが、そうした補足的な一つの方策といたしまして、たとえば町内会の有力者があるとか、あるいはかつて学校に奉職された方、あるいは学校でなくてもそろした教育の面に携わっておられる方、特に勤労青少年の育成ということに御熱意のある方、こういう方々を委嘱されてそらした問題の解決をはかってあげるというようなことはいかがでしょうか。

○政府委員(高橋辰子君) 全くともつとめでございまして、この法律案には規定してございませんが、行政上の措置いたしましては、従来から救援助員制度といふようなものも設けておりまして、特に今年度の計画いたしましては、その中で特定の人を勤労青少年の相談担当者として御委嘱されることにいたしております。これらの方々は、おっしゃいますように、民間の有力者であり、または篤志家である方々でございまして、いわゆるボランティアとして青少年にあたたかく相談にのつておけられる、そのようなことを期待しているところでございます。

○渡谷邦彦君 いまの問題をあえて申し上げますことは、この一つは、昨今激増しているといわれる青少年の非行化の問題でござります。会議議論をおきまして、本委員会ではやはり同僚議員の中からこの問題を取り上げられたことあるございました。やはり一つの職業に安心感を持って未来に夢と希望がつなげると、これは言うまでもないことでありますけれども、そういう方向が明確に示される、また示されたものに対して青少年も十分それを認識しながら動ける、これが一番望ましいわけありますけれども、他面、求人難というこ

とにかくみまして、そういうむしろ青少年をかえって大事に過ぎて横着にさせるというような問題もあるらかと私思います。そうした中に、特に集団就職なんかでいろんな職場につかれる方々が昨今非常にふえております。なかなか中卒が非常に多いというわけで、人生觀としても、世界觀にしてもこれから明確に個人個人が持とうとする年代でありますだけに、非行化といふことはどうしても社会問題の一環として考えなければならぬ。福祉の増進が強力に推進されることによつて、いま私が申し上げたこの非行化への道を防止する予防策としての手段になり得るかどうか、当局としてこの辺いかがでございましょうか。

○政府委員(住業作君) 離転職の問題でございましては。現在、その面についての行政指導などのようになされているか、そして実際にどのような効果をあげていらっしゃるのか、この辺はいかがでございましょうか。

ですが、一般的には、景気の動向等によって離転職者の数は変動いたしますけれども、その中身を曰ますと、非常に若年労働者の離職率の割合が高まっています。こういうような状況になつております。そこで、私どもいたしまして、中卒者、高卒者につきまして、一体離職の状況がどうなつてゐるのか、こういうような調査をしたのでござりますが、昭和四十一年の三月の卒業者が三年間でどのようになつてゐるか、こういう調査の結果によりますと、一年後には、中卒の場合二三・四%、高卒の場合が五三・五%、高卒の場合が五三%。つまり三年たつた状況におきましては、半数以上の者が離転職をしておる、こういうような調査結果が出ておるわけでござります。そこで、一体こういった離転職が多いといふのは何だと、こういうことの原因にはいろいろあると思うのでございまが、一つには、やはり御指摘のように、非常に人難の状況である、引く手あまたである、こういうような雇用機会が多いといふことも一つの原因になつてゐる。そういう意味で、自分の能力なり、適性に合わない職業を選択するというよな問題、それから、さらには事業所側のそういうたる年労働力を見守つてやる受け入れ体制と申しますが、そういうものについて問題もあるのぢやないだろうか、こういうことが考えられる。そういう意味で、私ども入職の段階におきまして、安定所、学校の職業指導なり、職業紹介などをいろいろ対策を講じておるわけございますが、新しい予算におきましては、中卒の就職希望者にはひとつ適性検査をしたらどうだ、それから高卒者については主として県外就職者を対象にいたしました適性検査をする、それで就職を希望する者の

適性な能力といふものを判定いたしまして、そろいつたものに見合ひ職業の紹介につとめてまいりたい。こういうよしな対策をとらうといふことをおこないます。

それと同時に、就職後の問題でござりますが、いろいろ職場になじめないとか、作業環境の問題とか、労働条件の問題とか、そういう意味での就職者個人の相談に乗って適応を進めていくといふ観点から、四十四年度から年少就職者相談員制度をとりまして、そういう配慮をしています。来年度、新しい予算におきましても、そらいつた相談員の拡充を考えてさらに対策の徹底をはかってまいりたい。と同時に事業所一一受け入れ側の態勢の問題をいたしましては、特に中小企業等におきましては福利施設等が不十分である、そういうようなことも考えられますので、そういう面での融資も考えておりまして、特に御審議いただいておるこの法案におきましては、そういう点についてさらには積極的に努力していくように、こういうような態勢になつておりますので、総合いたしまして離転職の防止に当たつていくといふような考え方で進んでまいりたいと思っておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 ただいまの御説明でござりますと、現在、これからやろうという趣のようございましたが、いまおっしゃられたその方針に従つてこれから離転職をできるだけ防止するといふその効果でござりますが、どの程度にその効果が上がるかということはこれから推移を見てみなければ当然わからぬことは思いますけれども、相当確信がございましょうか。たいへん失礼な質問ですけれども……。

○政府委員(住栄作君) 私ども、そういう意味で今までの離職が多い原因といふものにつきまして、先ほど申し上げましたような諸点が原因になつているんじゃないかなあらうか。そこで、そういうことからいま申し上げましたような対策を総合的に講じてまいりたいと考えておりますので、私は、そういう意味で安易な離転職の防止といふものに對して効果があるといふように信じておるわけでござるわけでございます。

ざいます。そういうような考え方で進んでまいりたい、このように思つておるわけでござります。
○渋谷邦彦君 それは将来のひとつ課題として見守つていきたいと思つておりますけれども、そこで、やはり一貫して感しますことは、企業主のほうの理解と、いろいろのが相当強く要求されるものではないか、こういうふうに考えられます。これはきびしい法律的な拘束ということは当然できませんけれども、行政指導の面で何らかの形ではあります。企業主が特に勤労青少年に対する認識を新たにすると、あるいは「勤労青少年ホーム」ができる場合にできるだけ利用せるとか、あるいは余暇ができた場合にそれをうまく活用させてあげるような方向へ持ついくとか、いろいろそういうことがござります。そこで、いわゆる企業主に対して労働省としてどんな一体宣伝啓蒙、あるいは指導といふものをやりになる御計画があるのか、そして具体的にそれはどのようにして進められていくのか、この点をひとつお伺いしてみたいと思います。

向というものについてもやはり知識が必要であるわけでござります。こういった職業に関する調査研究につきましては、労働省においてはもちろん研究いたしておりますけれども、昨年から雇用促進事業団に職業研究所を設けておりまして、現在、そといった研究活動をお願いしておるわけでございますが、逐次その結果も出てまいりと存ります。そういう意味での職業に関する調査研究の成果といふものを広く徹底普及をはかる。まあ、こういうような方策等によりまして対策を進めたいといふように考えておる次第でございます。

を見るまでもなく、それはそのとおりでござります。今後の方向といふものを見つけてはいるわけですが、ござりますので、私がいま伺いたいことは、具体的にこれからどう進めていくかという問題、たとえばある一定の期間——まあ、ある一定の期間と申しましても、時間的にいろいろ格差をつけまして、一つのグループ単位でもけつこうでございましょう。事業主を集めて当局側と懇談会を持つてその面の啓蒙をはかつていくとか、あるいはチラシだとか、あるいはポスター等を用いてそういうような指導をやっていくとか、そういう面を私は伺いたいわけなんです。先ほど私は申し上げました

○政府委員(住柴作君) 特に現在審議中の予算において盛り込まれていて具体的なものを申し上げますと、各安定所に雇用情報室を設ける。そこで先ほど申し上げましたような雇用に関する各種の情報を集めまして、事業主なり、求職者に対するサービスの徹底をはかる。それから東京とか、大阪等のように、えでしてそういう具体性が欠けますとせつかくの法律が死文化してしまおそれがあるということを心配するがゆえに、そういう前向きに取り組まれた労働省側としても、せめてやはりそういうところに何らか方向を明確にお示しいただいたほうがよろしいのではないかというふうに考えましたので、いまお尋ねしたわけです。いかがでしょうか。

報のセンターを設けるということとで予算が計上され、それでおるわけでござりますが、そういうことで雇用に関する資料なり、情報というものを非常に迅速にその事業主なり、関係者に提供していくといふいう体制をとりたいと思つております。それと同時に、各安定所単位等におきまして、これは主として中小企業主になりますけれども、雇用主懇談会等を組織してまいりまして、そいつた情報の普及徹底をはかっていこう、さらには学校等に対してしても得られる情報があるわけでございますから、そういうものを流して生徒の手に渡るようにしていく。こういうようなことを中心にいたしまして、これは従来と違った点でござりますが、積極的にやつていてこういうことが具体的な方向でございます。

速にその事業主なり、關係者に提供していくことを
う体制をとりたいと思つております。それと同時に、各安定所単位等におきまして、これは主として中小企業主になりますけれども、雇用主懇談会等をも組織してまいりまして、そういう情報の普及徹底をはかつていこう、さらには学校等に対しましても得られる情報があるわけでございますから、そういうものを流して生徒の手に渡るようにしていく。こういうようなことを中心にいたしまして、これは從来と違った点でございますが、積極的にやつていて、このことが具体的な方向でございます。

○波谷邦彦君 そこで、この法律は企業主に対する義務規定は何もないわけでござりますが、十分ひとつ御配慮をいただきたいと思いますことは、えてしてそういう懇談会形式の場合でありますのも、特定の方は集まるけれども、一番必要である、まだ来てもらいたいという人が来ないといふ傾向がある。なかんづくこの小規模企業の企業主、こういうところには今後とも相当にひとつ努力をなさつて御配慮をいただきたい、こう思いま

か、そういう大きいやつも必要でございましょうけれども、頗るくば、特に東京の場合なんかはもう各区単位に二つくらいは必要じゃないか。いま、最小限度一つでもけつこうだと思いますよ。そういうやはり青少年の切なる願いといふものを十分しんしやくされてこういう御計画をされることが望ましいのではなかろうかと、こう思いますけれども、いかがでございましょうか。先ほどは北海道の例が出ました。私は、あえて東京の例を申し上げた。東京が一ヵ所もない。そういうことではたしてこの法律の目的にかなうような方向をたどれるかどうかということをごさいます。

○政府委員(高橋辰子君) 御指摘のように、「勤労青少年ホーム」は勤労青少年が日々の余暇に利用する施設でございますので、身近に、手軽に利用できることが非常に大切なこと、そういう意味でたくさん配置されるということが必要だと思います。しかし、現在の設置状況は、御指摘のとおり、地域的に見ますと不均衡な点があるわけでございます。これは絶対数がまだ少ないということにもありますか、それと同時に、このホームの設置の手続と申しますものが、これは設置主体である市町村の申請を待つて国が補助を行なう、このようなたてまえになつております。このことも大きな理由であるかと思います。しかし、今後この法案が成立いたしました上は、より計画的に配慮いたしまして、勤労青少年の分布あるいは地域の特殊性等を考慮に入れた設置計画が進められることになると期待しているところでござります。で、東京等につきまして、いま申し上げましたような理由で從来設置が見られませんで、たが、機運としても東京にも漸次設置される機運も出てまいっておりますし、今後はより計画的に強力にその計画も進めてまいれると思っております。

いややけに青少年のむなる願いとしをのを十分に
しんじやくされてこういう御計画されることが
望ましいのではなかろうかと、こう思いますけれども、いかがでございましょうか。先ほどは北海道の例が出来ました。私は、あえて東京の例を申し上げた。東京が一ヵ所もない。そういうことではたしてこの法律の目的にかなうような方向をたどれるかどうかということをございます。

○政府委員(高橋辰子君) 御指摘のように、「勤労青少年ホーム」は勤労青少年が日々の余暇に利用する施設でございますので、身近に、手軽に利用できることが非常に大切なこと、そういう意味でたくさん配備されるということが必要だと思ひます。しかし、現在の設置状況は、御指摘のとおり、地域的に見ますと不均衡な点があるわけでござります。これは絶対数がまだ少ないということにもあります。それと同時に、このホームの設置の手続と申しますものが、これは設置主体である市町村の申請を待つて国が補助を行なう、このようなたてまえになつております。このことも大きな理由であるかと思ひます。しかし、

らたとえば大都会に入ってくる人たちが相当数のペーセンテージを占めているわけです。それで、そのために社会環境にならない。とりわけマンソンスのなどビルなんかできますと、近づきがたいとか、入りにくいとか、いろいろそういう個人的な感情というものが微妙に反応するんじゃないかなと思ふんですね。やはりどうしても手軽に自由に出入りができるというような、やはりそういう施設設中の二十階建てもけつこうでございましょう。というものをおからおつくりになる場合に御考へを考慮していただきたいものだということをお願いいたいわけなんです。それで、中野にできる、いま建設中の二十階建てもけつこうでございましょう。しかし、先ほども申し上げたように、青少年の希望等も十分取り入れてこれから対策を出すすめにいただきたい。同時に、先ほども吉田委員から御指摘がございましたように、特に大都会は当然でござりますけれども、意外に忘れられがちなのが農村地帯である。私どもが見聞するところではまさに貧弱な公民館、しかも床が抜けておるとか、畳がいいかげん腐っているといふような粗雑なそういう建物の中で農村の青少年がレクリエーションをやつたりなんかして、まさに気の毒である。やはり平等に恩恵というものを、政治の光といふものを与えてあげることがこれは緊要、非常に必要ではないかと、こう思いますので、私も、その点は当局のほうに十分にひとつお考えくださいをいただきたい、こう思ふわけです。

が入りにくしかったらしい。個人的見解では、この問題は、感情というものが微妙に反応するんじゃないかなあと思うんですね。やはりどうしても手軽に自由に出入りができるというような、やはりそういう施設設中の二十階建てでもけつこうでございましょう。しかし、先ほども申し上げたように、青少年の希望等も十分取り入れてこれから対策を出すためいただきたい。同時に、先ほども吉田委員から御指摘がございましたように、特に大都会は当然でございますけれども、意外に忘れられがちなのが農村地帯である。私どもが見聞するところでは、まことに貧弱な公民館、しかも床が抜けておるとか、畳がいいかげん腐っているというような粗雑なそいう建物の中で農村の青少年がレクリエーションをやつたりなんかして、まことに気の毒である。やはり平等に恩恵というものを、政治の光といふものを与えてあげることがこれは緊要、非常に必要ではないかと、こう思いますので、私どもは当局ほうに十分こひとつお考えを

する方向に向けていかれるのか。やはり現在は少ないわけですから、施設が。できるだけそういう国でもつてあるいは地方公共団体でもつて建てた施設といふものを十二分に活用できるような方法。これがやはり一つのポイントではないかと考えますが、この点はいかがございましょう。

○政府委員(高橋辰子) 仰せのとおりでございまして、私ども関係機関と協力を密にいたしまして、勤労青少年がいろいろな施設、いろいろな機会を享受できるようにはからつてしまりたいと思います。

○渋谷邦彦君 ほかの方の質問もあるようですが、

○中沢伊登子君 私、予算とかけ持ちで、皆さんの質問を聞いておりませんでしたので、ひょつとして重複をしている点があるかもしませんが、お許しをいただきたいと思います。私もなるべく御協力を申し上げまして簡潔に質問いたします。

最近、労働力がたいへん不足をしております。特に青少年、若年労働力が不足をしておりますので、そういうところからも不正や、過当な募集競争、いろいろものを排除される方向にひとつ努力をしていただきたいたい。こういうことから、一、二、三、例としてあげてみたいと思います。誤った誇大宣伝や、

についてどうだ。こういう条件を確認して紹介しておる。特に沖縄の場合は、距離も遠うござりますし、施政権等の関係もござりますので、特に念入りな求人条件の確認を行なつて、間違いのないようについてだけ向こうのほうに連絡する。能動的としてそりいふことにいたしておるわけでございます。そこで、いま御指摘のような、就職してみたら示された求人の内容と違つとうることで不満がある。訴えられる。こういふケースもあることは事実でござります。私どもも、それが非常識な事態というふうに考えておりますが、皆にそういった求人に対しても、今後若年労働力にそいつた求人に對しては、今後若年労働力が

ところまではまだ確認いたしておりません。
○中沢伊登子君 そういう点をもう少し熱意を持つて改善をされる方向に努力をしてほしいと、こういうふうに思います。寄宿舎なんかでも、それは私ども行ってみても、ちよつとおかしな話ですけれども、トイレを借りても足があるてようないかんといふような例もござります。そういう点で、せつかく若年労働者が希望を持って就職してみても、トイレ一つとっても、そういうようなことであつてはやはりいやだなという気がすると思います。がまんするわけにいかない問題ですから。そういう点ではもう少し熱意を持つて、

いしますし、最後に大臣に御要望申し上げておきたいことは、いま、まだこれからもすいぶん聞きたいたことがありますけれども、最も聞きたいことを聞いたわけでありますけれども、せつかくこういう法律ができる以上は、何といつても、将来の日本をしようとして立つ青少年の育成ということが最も大きな眼目でございましょう。したがいまして、この法律がみごとに生かされていくように、そのためには、何と申しましても、具体的な運用の面において手落ちがないように、せつかくつくっても何だと、役人仕事じゃないかといふそしりを受けないように、この点だけはとくとお願いを申し上げておきたい。大臣も相当熱意をもつてこれにこれからもお取り組みになることだらうと、このようすに推測いたしますので、どうか勘労青少年にあたたかい手を今後も差し伸べていただきたい。このことを特に最後に締めくくりとして御要望申上げておきたいと思います。

不当な募集競争が行なわれている。その実情をひとつお伺いをしたいのですが、たとえば、せっかく希望を持って沖縄から集団就職をしてきたのに、募集どきの条件とは全然違っていたのがかりした、いまさら沖縄にも帰れずといふようなことで、だんだんおかしなところに転落をしていて、つまり非行に落ちていく。こういふケースも相当あらうかと思います。こういうような問題やら、あるいは写真などで見せられた職場と来てみた現実では雲泥の差があつた、あるいはまた夜間の学校へやるなどと言われておりながら実際には行けなかつた、あるいは学校に行ってみたら今度は校舎がぼろでとても行く気にならなかつた、こういふような例があらうか思います。あるいはまた寄宿舎がきたなかつたり、非近代的だつたり、狭かつたり、こういふようないろいろな悪条件が来てみたらあつた、こういふなことがありますので、不正や、過当な募集競争です。

紹介しない。そうして高達いを犯したものにしては若年労働力を紹介しないというような態勢をもとつておりますて、絶滅を期しているのとぞございますが、まだその絶滅を期せられないといふについては、非常に遺憾に存じております。

○中沢伊登子君 それで、いまの夜間の高等学校へ行かせるといふようなときに、校舎がぼろぼろで気がしない、こういうようなケースもあるらうなと思います。そうすると、そういうようなのは、文部省と一緒に交渉してみたことがおありになるをどうか。そういうケースはあるでしよう。それからもう一つ、寄宿舎が非近代的だつたり、非常に狭かつたり、こういうようなのはまことにどうも、寄宿舎といふものの基準も低過ぎるのぢやないか。こういうような点も、所管は違うかもしませんけれども、労働省として、その所管のほうに相談をしてみたことがおありになるかどうか、その点をひとつ。

さういふ青少年が寄宿舎に入るなりあるいは定期制の学校に行くなり、そいうようなときにもう少し労働省のほうが熱意を持って文部省なりあるいは建設省、そういうところを動かすまでの努力をしていただきたい、こういうふうに私は要望したい。

それから、いまのお話の中で、たとえば労働組合があるよんなところといふな話を出ておりましたけれども、いわゆる零細な企業のところではなかなか労働組合といふものが結成されていないと思いますけれども、ほんとうはやはり労働組合でもあって、しかもそういうところで労働条件やあるいはいろいろの悩みなんかは相談ができるような、そういうところが若年労働者の就職あつせんをなさるときに一番願わしいわけなんです。ところが、やはり零細企業などは、そうは言つても労働組合のないところが相当あらうかと思いますが、いま組織化されていない事業所、そういう

○國務大臣(野原正勝君) おっしゃるとおり、この法案が成立いたしますすれば、いかにしてその内容を整備し、勤労青少年の福祉の向上に当たるかといふ問題につきましては思い切った対策を講じてまいりたいと、皆さま方の御協力を得たいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

ね、そういうものを排除するために今までどれくらいの調査がなされたか。あるいはまた防止の方向に向かっての行政指導がなされているかどうか、ここをひとつお伺いをしたいと思います。

○政府委員(住田作君) まず、求人の事例につきましては、賃金、労働時間、労働条件あるいは作業内容、それから福祉施設、労働組合があるかないかなど

○政府委員(住栄作君) 前段についてお答えをいたしましたが、沖縄の就職者でそういう例があつたといたしました。そこで、学校がほんとうにそういう事例は聞いております。そこで、学校がほんとうにあつたといふことがあります。文部省と連絡を取らなければならぬことは、なまなま学校の建設、新築というようなことにつきましては、いろいろ問題といふか、そ

ものはどれくらいあるでしょうか。
○政府委員(住葉作君) 私から答えるのは適当かどうかわかりませんが、一応手元にござります資料でお答え申し上げますと、たとえばこれは労働省の労政局でやつております「労働組合基本調査報告」の数字でございますが、全産業で二十九人以下の規模の事業所におきまして四十四年におきま

○委員長(佐野芳雄君) 「速記中止」

育訓練体制がどうなつてゐるとか、就職後の待遇

算上の措置その他等もござりますので、連絡はいたのでございますが、改善を見たかどうかといふ

す組合の組織率が四・九%、それから三十人から九十九人まででは九・八%、それから百人から四

ところまではまだ確認いたしておりません。

卷之三

百九十九人まででは三三・五%，五百人以上では六三%。全体を平均しますと、組合の組織率は昭和四十四年におきまして二八・三%になつてお

○中沢伊登子君 それから次に移りますが、年少労働者を有害な業務に就職させないように就職禁

止の徹底はできないものかどうか。これはあるいはできないといふことかもしれませんけれども、たとえばパチンコ店なんかに十八歳未満の子供がつとめているとか、あるいは遊興サービス事業場や施設、そういうところで就業をしている者を法令で禁止するわけにはいかないものかどうか。そういうところで一生を終わるわけにはおそらくかないと思いますね。たとえばパチンコ店でその若い青少年が一生そこでつとめを終えるといふことは、おそらく不可能だと思います。そうするといふと、早めにそういうところにつとめないようにならうと思いませんね。たとえばパチンコ店でそのもつとほんとうによい事業場を考えてやる。紹介してやる、そういうことが必要であるかと思いまます。それから、特に遊興サービス事業場では、入場の年齢制限をしておりますね。たとえば十八歳未満の者は入ってはいけませんといふようなことをが書いてございますのに、就業をする者の年齢は無制限でしよう。十八歳の者でも平気でつとめておりますね。こういうような現状でござりますから、法令でそういうものを禁止するわけにはいかないのかどうか。もしもそういうことで幾つか隘路があつても、労働省と大臣のほうでは非常な立場でござります。そういう熱意を持っていらっしゃるかどうか、お答えをいただきたい。

ます。しかし、どうもそういうところに現実に青少年がある程度行つておるという事実もあると思いますが、離職した青少年がそういうところにいる程度流れいくということについては、どうも好ましくないわけでございます。今後は、そういう職場以外のところで明るく勤労できるよう、國務機関と十分連絡をとりまして、そういうところにはできるだけ人を回さないということでお手当いたしたいと考えております。

○中沢伊登子君 次に、年少労働者の興業施設あるいはそういうところの利用料金の割り引き制度ですね、こういうものを確立してほしい、こういふうに思います。労働者は賃金を得ているという理由から、一部を除いて興業施設の利用や娯楽施設の入場料金は、学生に比べて恩恵を受ける機会が非常に少ない。ひょっとしたら皆無かもしません。承りますれば、この間の万博の入場料やなんかについては、労働省は非常にそういう働き青少年のために便宜をはかられだと聞いております。さようなことができるのですから、これをまた法制化するということは、いまの問題と同じようにむずかしいのかもしれませんけれども、万博の問題でひとつこれが成功したのであれば、今後、労働大臣がやっぱり努力する方向でこういうものもサービスをしてほしい、こういうふうに思います。いかがですか。

○國務大臣(野原正勝君) 勤労青少年が盆、正月に帰省する場合の割引制度、これはまああるわけだと思いますが、特に本年の万博につきましては、集団で万博を見たいというものに対しては、特別な対策を講じまして、国鉄運賃並びに万博の入場料割引を実現したわけでございます。しかし、御指摘の点は、おそらく学割といふ制度、たとえば映画館その他にも必要であろうと思うのですが、この面がまだ実現されていない。これはひとつ何とか実現するような方向で強力にひとつ検討してみたいと考えております。ただ、青少年の割引を実施する過程において、すべての映画館などを全部割引するということになるかどうか、

青少年にふさわしいものに限つて特に割引券を発行できるというふうなことでもしたり、何か無制限に何でもいいから入場は学生と同じだということにはなかなかならぬかと思います。その点はひとつあらういたしまして、できるだけ実現したい考え方で進めてまいりたいと考えております。

○中沢伊登子君 先ほど渋谷委員からも御質問がありましたと思いますが、いろいろな青少年が身の上相談したり何かするという指導員あるいは相談員、そういうものを養成するということ是非常に大事なことだと、私も思います。それが一番大事じゃないかと思います。年少労働者の就職や転職は、それは個人の将来ばかりでなく、社会全体に及ぼす影響が非常に重要な問題でございます。

そこで、相談制度を強化するためにはよい指導者を得なければならぬかと思いますが、婦人少年問題審議会の建議書にも、熱意と能力のある指導者を養成するよりと建議をいたしておりますね。そこで、先ほどもいろいろお話をありましたけれども、どのようなプログラムを持つているか、またそういう指導者を養成するためにどのくらいの予算を獲得しているか御答弁をいただきたい。

○政府委員(高橋辰子君) 仰せのとおりでございまして、勤労青少年の福祉のために勤労青少年がすぐれた指導を得られるがいなかが非常に大きくな影響があると思われるのでござります。それで、勤労青少年が適時適切に熱意と能力のある指導者を得ることができるように努力してまいりたいと思います。先ほどもちょっと御説明したところでございますが、本法案におきましては幾つかの措置を考えております。職業安定機関における相談制度を確立すること、また企業の中に勤労青少年福祉推進者を置くこと、それから勤労青少年ホームページに指導員を置くこと等でございます。これらの指導者の養成につきましては、四十五年度の予算としては、勤労青少年育成指導者養成費といふものだけについて申し上げますと、これは二百円を計上いたします。

○中沢伊登子君 二百万ということでは、たいへんがつかりいたしました。一つけたが違うのじゃないかと思ふくらいな感じがしますけれども、まあ、先ほどからもいろいろこの勤労青少年の健全な育成について皆さん質問が集中したと思いまして、ひとつ来年はもつともと予算をとつてやつていただきたいと思います。

それから次に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、寄宿舎制度の近代化あるいは単身労働者の住宅の建設促進、これは晉間一生懸命いろいろの人と一緒に働いている、寄宿舎に歸つてまた三人なり、六人なりという人と生活をともにする。それに耐えられる人もござりますけれども、中にはやっぱり一人でいたい、こういう人もあらうかと思いますね。いろいろな種類の方があります。そういう点で、先ほど申しましたように、寄宿舎も近代化しなければならないし、单身労働者の住宅というものを建てていかなればならないのではないかと考えます。この辺の実態調査ができるいらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○政府委員(和田勝美君) 寄宿舎につきましては、この規則ができましてから相当の年月日を経ておりまして、社会生活の実態もいろいろと変わつてきております。そういうこともございまして、主として労働組合の方面から寄宿舎についてひとつ検討したらどうかといふ御意見が出来ましたので、この基準法の調査研究を担当されます中央労働基準審議会に寄宿舎に關します小委員会を設置いたしまして、現在そこでいろいろと御討議が統いております。その御討議の中で、寄宿舎と一口に言つてもいろいろとどうも千差万別である、この法律の要件を満たしていないとは言えないけれども、いろいろあるようだからその実態をもう少し明らかにすること、そこに住んでおる人たちの希望、いろいろのことについて一べん実態調査をしたらどうか、こういう御意見が出来ましたので、それを受けまして、私どもとしては、四十五年度予算に寄宿舎の実態調査についての必要な経費を

とりまして、四十五年度中にこの実態調査を完了した上で、そのデータの上で小委員会でさらに御討議をいただきたい、かように考えております。

○中沢伊登子君 質問が飛び飛びになるんですけれども、そういうふうな寄宿舎で若い人生を送るわけですが、しかし、そういうところでいろんな人と、友だちができたり何かをすることはまたいいこともあります。また一面、そういうところにひょっとしておかしな友だちがいると、たとえば思想的な面ですね。思想的な面も十分に考慮しなければならないかと思います。たとえばみんなで、そういう寄宿舎の人たちが外に遊びに行く、そういうときにいわゆる歌って踊って恋をして、そして甘いさやきの中に引きずり込まれて、そういうところで民青の教育をたたき込まれる、そういうことになりますと、現在寄宿舎もまたいろいろ違った問題が起ころてくるんぢやないか。

それからもう一つは、出版公害を私どもは言いたいと思いますけれども、最近のセックスなんかをあからさまに書いたような、そういう週刊誌とか、いろいろな本をまたこういう寄宿舎でおもしろ半分に回し読みをしたり何かして、そういうところでおかしなことになっていくんぢやないか、こういうことも非常に私どもが親の身として案するわけです。これもまた先ほど申し上げたように、これは労働省だけの問題ではなくて、文部省とかあるいは総理府の青少年対策委員会ですか、そういうところとも緊密な連絡をとつて――

○政府委員(和田勝美君) ただいまの先生の御意見はまことにごもっともでございます。実は、基準法では九十四条で、寄宿舎については私生活の自由を侵害してはならないという規定がござります。これは日本では非常に過去に苦い経験がございまして、別の意味からして、会社側が私生活の自由を侵す、その弊害のほうが非常に浮き出た例がございましたのですから、こういう規定、基準ができましたときに新しく入れたわけでござります。これはどこまでも寄宿舎は私生活に入るというのであります。ただ、いまその中身は自由にしておくけれども、その中身はどういうふうに充実をしていくかということは、実は取り締まり法規的なおの強い基準法の世界で考えますよりも別の観点からそういうことをやられたらどうか、そういう点が今度の労働青少年福祉法にもそぞう、私、基準局長ですからそう申し上げるわけですが、基準法の取り締まり法的な面から私生

活、思想問題を振り回すことは問題がある、かよ

うに考えております。

○中沢伊登子君 そういう問題ばかりではなくて、また転職の問題も、いただいた資料を持見しますと、私どもの健全だと思われないところに転職をしていく。その誘かけたのも友だち、友だちに説いて転職をしていったそのペーセンテージが三四・三%、このような表を見せていただきたのです。それですから、一緒に暮らしたり、一緒に話したりすることは非常に大事なことですが、また一面、そういう点も私ども非常に心配するところですから、この法律ができるなら、どうか文部省や総理府とも相談の上ほんとうに健全な青少年の育成にみんなも努力していただきたい、このように思います。

それから、最後に、先ほどございましたように、労働青少年に鉄道の割り引きをしていただきました。これは非常に彼らが帰省をするときに喜んでおりませんけれども、なお、もう一つこの上に希望がございます。というのは、年末の汽車は非常に混雑をいたします。企業によつては帰省バスを出しておるところもござりますけれども、せつかく鉄道の割り引きをしていただいたことですから、帰省時には、年末には一定の方向に臨時の帰省列車を出していくだけ、こういうほうにもひとつの欲張つて御協力といいますか、そういう方向で考えていただきたい、こういうことを思ひます。

○国務大臣(野原正勝君) まことに卓見と思いますが、私ども、実はかねがねそういうことを考えておつたわけござりますが、できるならば労働者のそういう活動を促進することによって、労働活動を促進したいということを考えておりますが、これはきわめてむずかしい問題でございまして、労働省だけの対策ではなかなか容易でないと

出発公害の問題も、何らか労働省のほうでも手を打ついただきたい、このように思いますけれども、そのようなことをお考えになつたとございま

ますか。

○政府委員(和田勝美君) ただいまの先生の御意見はまことにごもっともでございます。実は、基準法では九十四条で、寄宿舎については私生活の自由を侵害してはならないという規定がござります。これは日本では非常に過去に苦い経験がございまして、別の意味からして、会社側が私生活

のため特別な措置ができるかということになりますと、なかなかむずかしいと思いますけれども、私ども、できるだけ御要望の実現に努力したいと考えておりますが、これは運輸省とも特別にひとつ話し合いまして、御要望の実現に今後一

そつ努力するということをただいまのところは申しあげることで御了承願いたいと思います。

○中沢伊登子君 最後に、これは私の一つの願望なんですけれども、今度のこの福祉法によって労青少年の家ができたり、青少年の日ができるたりいたしますね。そういうことも非常にけつこうなりますけれども、そういう場合、ユースホステル、労働青少年の家なんかで彼らが楽しんだりあるいは勉強したり、いろいろなことが行なわれるかと思います。しかし、そういう中にもう一つ加えていただきたいことは、いなかから来る方もあるでしようが、また一面、最近、都会生活を営む人たちはほとんど土に親しみということがございません。もう全部コンクリートとかアスファルトの中で、土をいじるというような機会に恵まれませんので、できることならば、そういうところに、小さくだけつこうですから、畠みたいなものを使用意をして、種をまいてそれから芽が出ると、こういうふうな喜びですね。そういう喜びの場もその計画の中に入れておいていただきたい、このことを要望いたしまして、私の質問を終えさせていただきます。

○国務大臣(野原正勝君) まことに卓見と思いますが、私ども、実はかねがねそういうことを考えておつたわけござりますが、できるならば労働青少年の面に关心を寄せるより、むしろ健全な青少年に対する対応としてはグループ活動、いい意味のそういう活動を促進することによって、労働者の自由が許されておりますから、それを取り締まることはできません。こういう答弁に終わつていふことはできません。こういう答弁に終わつていふことはできません。こういう答弁に終わつていふことはできません。私は持つておりますけれども、しかし、労働青少年が親元を離れて寄宿舎で生活をしている限り、こういう思想的な問題も、生活をしている限り、こういう思想的な問題も、

いと考へております。御趣旨は全く同感でござります。

○委員長(佐野芳雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、塙見俊二君及び山下春江君が委員を辞任され、その補欠として和田鶴一君及び渡辺一太郎君が選任されました。

○藤原道子君 たいへん時間も迫っておりますので、重複を避けて、ごく一、三の点について御質問をして御協力申し上げたいと思います。

私は、この法律案は、たいへん名前はけつこうなんですが、具体性がないし、道徳的規定というようなものに終わるんじゃないかという不安があることをまず率直に申し上げておきたいと思います。

そこでお伺いをしたいと思いますのは、先ほど来も御質問があつたのですけれど、「勤労青少年の日」、これを祝祭日にしなかつたことは非常に残念でございますが、この「勤労青少年の日」にふさわしい事業をやらなければならない、ふさわしい事業ということはどういうことを考えておいでになるのか、これを伺いたい。それから勤労青少年福祉基本方針ということについてのお考えもあわせてお聞かせ願いたい。

○政府委員(高橋麗子君) 「勤労青少年の日」を設けましたゆえんは、この日に勤労青少年の福祉に関する事業を各方面で展開されることを期待しておるわけでございますが、具体的に申しますれば、勤労青少年みずからが各種のスポーツ、レクリエーション等の競技を持つこともございましょうし、あるいはまた勤労青少年を育成する団体等が行事を持つことも考えられます。もちろん国、地方公共団体等がレクリエーション、スポーツの会合を開催する、あるいはその日に文化的な事業も考えられると思いますし、勤労青少年のグループ活動等の

発表会あるいは文部省といつたこと等、多彩な催しを期待しているわけでございます。もちろんその日に、そのよろんな外での活動ばかりではございませんで、その日を勤労青少年のことを考える日として、勤労青少年みずからもその日にたとえば

勤労青少年の生活文を書くとか、そのよろんな思案の日にすることもけつこうではないかと思いますが、要すれば、それぞれ自主的な発意におきまして、「勤労青少年の日」の趣旨に沿った事業を各方面で展開していくかることを期待しておるのでござります。

○藤原道子君 基本方針はどういうことですか。

○政府委員(高橋麗子君) 基本方針につきましては、本法案におきまして勤労青少年の福祉の諸施策を計画的、有機的に進めてまいりますための柱といたして、労働大臣が施策の基本となるべき方針を定めるものでございます。その内容といたしましては、勤労青少年の職業生活の動向に関する事項と勤労青少年の福祉の増進について講じよう

ますことはどういうことを考えておいでになるのか、これを伺いたい。それから勤労青少年福祉基本方針といふことについてのお考えも、次に進もうと思います。

第八条で、職業指導ですね。この中で、先ほどもお答えあつたのですけれども、「勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年の他関係者に対し雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、」云々とございます。けれども、実際に働いている職場でこうしたこと

じ、及び必要な指導を行なうことができる」と、こういう規定になつております。したがいまして、私どもいたしましては、具体的には若年労働者の就職相談員等をも置くことにいたしておりますので、そういう方々を通じて八条に書いておりま

すようなことを行なうとともに、事業主に対しましても必要な資料なり、情報を提供いたしまして、働いている勤労青少年がそれを利用できるようなことを進めてまいりたいと考えております。

○藤原道子君 私は、これは義務規定ではないわけでございますから、要するに労働者が転職したりなんかるのは雇用主に理解がないといふ点もある。ですから、そういう点をほんとうに生かそうとするならば、よほど雇用主の指導といいますか、こういうことをお考えいただかなければならぬと思います。このことを強く大臣にやつていただきたいと思います。

それから、あなたのほうで出した資料を見ましても、結局、勤労青少年が職業を選んで就職するあれとして、自分の能力、趣味に合う、将来性がある職業ということに関連する理由で選んだ者といたしております。また、それを策定するに当たりましては婦人少年問題審議会の意見を聞く、あるいは都道府県知事の意見を伺う、このようないふな手続きを経ることになつております。

○藤原道子君 私にはまだ納得できませんけれども、次に進もうと思います。

第八条で、職業指導ですね。この中で、先ほどもお答えあつたのですけれども、「勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年の他関係者に対し雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、」云々とございます。けれども、実際に働いている職場でこうしたこと

○政府委員(住業作君) そうです。
○藤原道子君 そこで、安定所として就職後の実態調査といふよろなことをやつておいでになりますか。それがもしできておれば、先ほど来た調査をいたしております。

○政府委員(住業作君) 昨年離職したかどうかといたしましておおむね現在の調査をいたしておきますが、それがもしできておれば、先ほど来た調査を中心にしておいておられます。

○藤原道子君 もう一ぺん、ちょっと聞こえなかつた。

○政府委員(住業作君) 離職したかどうかといふ観点で、要するに就職後どれだけ定着しておるか、職を離れていったかと、こういうよろな観点から昨年度調査をいたしたもののがございます。

○藤原道子君 どんなふうになりましたか。

○政府委員(住業作君) 先ほども申し上げたのであります。三年間で離職していった者の割合が中卒、高卒とも五〇%をこえておる、こういうような状況であります。

○藤原道子君 それも、五二%といふ資料は持っておりますけれども、その離職する理由は、どういふふうに把握しているのですか。

○政府委員(住業作君) これはちよつと調査したところです。中卒では五七%、高卒では四二%となつておるわけです。ということになると、なかなかむずかしい問題が起きてくる。そこで、お伺いしたいのは、職業安定所等を通じて就職した者と個人的には就職した者、これの比率はどのようになつておるのですか。

○政府委員(住業作君) 中学を卒業しまして就職した者につきましては、全部安定所を経由して就職いたしております。したがいまして、全部の者

が安定所。高卒につきましては、一部安定所、それから学校の紹介によるもの、これに分かれてお

りまして、その割合はちよつといま数字を当たらしておられます。

○藤原道子君 では、そいつた中卒は全部安定

ましては、第九条にも触れられておりますが、結局「勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ

も、孤独感を感じるか感じないか、これらを見まして
になる。それから、いまの仕事を続けたいかどうか
ということに対しても、続けたいというものがたつ
た一二%ですね。そして変わりたいというのが五
〇%，どちらとも言えないというのが三九%，と
とにかく仕事を続けたいというものがたつた一二%，
ここに大きな問題があると思う。それから孤独
感を持つかどうかといふようなことでも、孤独
感を感じるというのが五三%，女は七一%。これ
は十五歳から十九歳までというような数字が出て
いるということは、私は非常に考えていたがな
きやならない問題じゃないか。それから自分の能
力を發揮できるかどうかということに対しても、
発揮できるという者は二四名で、発揮できないと
いうのが七三%ある。だから職業に、ふさわしい
職場へつくということをいかに困難であるかとい
うことが私は言えると思う。適性職場へのあつせ
んといふよくなことはうたい文句で、実際はその
ようなことはあまり考えてないんじゃないのか、私
はそう思いますが、いかがでしようか。自分が巨
大な機械の構造の中の小さな箇所のように感じ、
仕事に張り合ひがない、こうしたことに対しても、
実に六九%の者が張り合ひがないと感じておると
いうことが統計に出ている。職場の中に悩みあり
といふのが八三%ということになれば、青少年が
転職をしていきたいということにもっと親心を
持つて対策を考えるべきではないか。何分ま
だ十五、十六といえば、ほんとうにまだ親に甘え
ていたい年ごろなんです。それが遠く離れた職場
に来て、心からすがる人もいない。相談もできな
い。ただ仕事に振り回される。帰れば寄宿舎は先
ほどのお話をのような状態である。こういうことに
なるので、私は、そういう子供の心を感じたあなた
方の指導といふものが必要じゃないかと思います
が、今後どういうふうにやっていかれるか。

をお埋めていくのが重要な使命だと思います。職場において孤独感に悩んだり、あるいは前途に希望を見失つたりということに対しても、やはり常によい友だちを持つとか、あるいはグループで活動するとか、もう不斷に職場の人たちが働くと同時に、やはりグループ活動等によって日常生活で何ものかを満たしていくといふようなことも必要だらうと思います。そういう面で、いままではどうも非常に離転職が多いということに対する青少年の気持ちを十分に生かしてなかつたと、どうもほんはだ遺憾だと思います。そのためこそ三年以内に五二%も離転職があつたという事実はおおいにたいことであります。少なくとも今後、この青少年労働福祉法制定という必要性ができましたのもおそらくそこから出たと思うのであります。この問題については十分あたたかい思いやりのある施策を、この立法の精神を生かしまして今後の対策を講じてまいりたいと考えております。

○藤原道子君 法律をつくるときだけ真剣な答弁をするのじゃ困るので、できたあとも真剣にやつていただきたいことを強く要望いたします。

それから労働青少年の福祉推進者といふものが今度できるわけですが、これらに對する資格とか、待遇等はどうに考えておるかという点をまずお伺いします。

○藤原道子君 それは問題じゃないですか。「勤労青少年福祉推進者」というのは、非常に重大なことです。それを企業者が、企業内でやるのだからそんなことは知っちゃいない、というのでは私は納得できません。いかなる機構も人が運営する、その人を得るかどうかによつてこの精神が生きるか死んでしまうかがあるんじゃないでしょうか。もっとこまかにい考えで出されたものと私は期待しております。なのに、いまの弁は気に入りません。

○政府委員(高橋辰子君) 御説明が不十分であつたかと思います。私どもが考えております福祉推進者も、非常に大きな役割りを御期待している方々でございます。ただ、もう少しふえんして申上げますと、それには、それぞれの事業所の中におきまして、そこに働く勤労青少年に対して、たとえば新たに職場に入ってきたときにつみやかに職場生活になれるように指導するとか、あるいは勤労の余暇におけるスポーツ、レクリエーション等のお世話をするととか、あるいはいろいろの悩みごとに答えるといふ、いわゆるカウンセリング的なお仕事をしていただくというような、非常に大きな役割りを期待しているわけでございます。したがいまして、そういう方を選任するにあたりましては、労働省令でその資格を定めるようにいたしますし、また、選任された後も、この方々に研修等を行なつてその資質向上等につとめたいと思うわけでございます。先ほど申しましたのは、個々の企業内での待遇というような意味会いで伺つたものですから、失礼いたしました。

○藤原道子君 それから、先ほど来御質問があつたのですが、当委員会でしばしば私も問題にしたのですが、青少年ホームですね。これのあり方については、やはり一力所ぐらいたつてもいいのじゃないかと言われたことは、まことにそのとおりだと思

ます。しかも、東京は一番大事なところなのに、何か繁栄の中の孤独、こういうところから青少年が非行化していくのですから、それが中野の二十一階建てのりそばな、何千億といふのでしよう。それがいつできるのですか、五年後ですか。こんなことで一休何を労働省は考へてゐるのだろうと私は思います。したがつて、これは先ほど来る御質問があつたのであつて答弁は要りませんけれども、これを利用する者の身になつてひとつお考えを願いたいということを強く要望いたしておきます。

そこで、もう時間がだいぶおそくなりましたから、残念ながらこの程度にいたしまして、さて、転職、非行化の問題でございますが、この非行の状態はどうなつてゐるか、現状を聞きたいのです。検挙した犯罪の内容とか、あるいは都市、地方別とかあるいはどういう理由で離職し、転落していくたかというようなことについてちょっとお聞かせ願いたい。

○政府委員(勝尾謙三君) 私のほうで取り扱つてゐる範囲内でのお答えしかできないかと存じます。

非行少年につきましては、御案内のように、少年鑑別所に送られてきた場合、その資質の鑑別をするわけでござりますが、その資質の鑑別の過程におきまして本人の成育歴等がある程度判明をいたすわけでござりますが、その面から申し上げますと、たゞいま御指摘がございました離職の原因でございますが、いわゆる孤独感、あるいは職場における違和感、あるいはその職場で全力投球ができるないといったような御指摘がございましたが、その点につきましては、非行を犯してくる少年鑑別所の少年のうち、いわゆる職業を持つていた者については、全く同じことが私どもの資質鑑別の過程からも判明をいたしております。

なお、犯罪の種別の関係でございますが、これは、転職あるいは離職をした少年に特別に顕著な犯罪種の特徴といふものはございません。ただ、一般的に申し上げますと、最近の状況といつしま

しては、いわゆる理由のない犯罪といふことがよく言われておりますが、そいつた特徴がやはり離職、転職等の関係における非行少年についても言われるのではないか。と申しますのは、いま言つた孤独感とかあるいは違和感とかいったようなものがやはり動いて、従来の常識では考えられなかつたような状態において犯罪を犯している。ということは言えるのではないかと思っております。

なお、数字的な問題で、少年鑑別所が取り扱います非行少年の数は、年間おむね三万人でござります。その中でいま言つた離職あるいは転職等の関係の少年の占める率が多くなつてきているということは言い得ると思つております。

○藤原道子君 そこで、鑑別所としてはそれぞれ分類しますわね。分類して補導処分にするもの、あるいはそれぞれの施設へ送るというようなものに分かれておると思いますが最近の状況は保護処分にした者に対しどのよくな指導が行なわれているか、あるいは追跡調査といふんですか、といふようなことあるべきかどうか。それからその処遇——鑑別所に私行つたことがあるんですけれども、ちょっと冷たいような感じがするんです。鑑別所の食費なんかわからばちょっと……。

○政府委員(勝尾錦三君) 最初に鑑別所の食費でございますが、四十四年度におきましては鑑別所の食費は百九円でございました。四十五年度におきましてはこれがおむね百十七円程度に上昇する予定に相なつております。なお、食費の点さらにふんいたしますと、刑務所等に比べまして、ただいま申し上げました単価は高いのでございますが、何ぶん収容者の数が刑務所ほど多くございませんので、いわゆる集団的に推算ができるといふ点で、この点は非常に窮屈な金額で苦労をさせられております。

なお、鑑別所で鑑別をいたしまして、具体的にそれがどくなつてあるかといったような点を明らかにすると同時に、少年院等に送られた場合にどうに處遇が適当であるかということを鑑別所なりに意見をつけまして、それらの記録が当該少年が収容されました少年院に送られてまいるわけでござります。御指摘のありましたように、問題は、

い。

○説明員(渡辺宏君) 四十四年度、昨年度は犯罪少年として検挙しましたものが十万七千三百十二人でござります。そのうち職を持つておる少年、有職少年といふのが三五%ほどになつております。この三五%で三万七千六百三十三人という数字があがつております。その罪種的に見ますと、窃盜といふのが一番多くて五四・三%、それから暴行傷害といったような粗暴犯といふのが三一・一%になつております。それから強悪な犯罪が五・八%ほどになつておりますが、この少年をそこの前年、四十三年と比較してみますと、四十三年より職を持つておる少年は五千二百五人、十二・一%ほど減少いたしております。それから少年犯罪全体の中に占める割合を見ましても、前年よりも一・五%ほど少なくなつてきておりま

す。したがいまして、そういう意味からいたしますと、有職少年が特に悪くなつておるということはないように思われます。四十一年以降、就労人口といいますか、少年の就労人口の指数と、それから検挙したものの指数を調べてみると、四十一年以降は就労人口指数よりも減ってきております。したがいまして、その意味では一応安定化しておるんではな

いか、こういうふうに考えます。

○説明員(渡辺宏君) 少年非行の原因につきましては、千差万別な要因が複雑にからみ合つてゐるんでござりますが、人格形成の問題であるとか、あるいはその非行に入る前の環境の問題であるとか、あるいはその非行を誘発するような直接的な刺激の問題であるとかと云ふようなのがござりますが、非行の直接的な誘つた動機といふやうなものにつきましては、遊ぶ金がほしかつたとかあるいは好奇心であるとか、付和雷同といったようなものが半数以上ぐら

いになつてゐるわけですが、そういうものを誘う

いまま、大臣お聞き及びのとおりなんでおございま

す。結局、離職の経験のある者が平均して五

入・六%、それから大阪では七三・七%だとい

うですね。私は、無計画に転職するといふのは、

相談するところがないからだと思つんですよ。そ

こで、職業安定所が、たいへんうまいことが書い

てあるんですけども、私ども相談を受けたとこ

ろでは、職業安定所へ行つても親切に扱つてもら

えない、十分心まで聞いてもらえないということ

で、まあ、何とか義務的に扱つよう傾向がある

んじゃないかといふように判断できるケースがあ

ざります。それから職場の関係で一番非行に結びつきやすいのは無計画な離職といいますか、少年の側から言ってそういうものが一番非行につながります。それから、ある時期に補導した少年につけるように思います。で、家出あるいは無計画な離職のようものをした少年のうちの約一割といふものが罪を犯している、こういう状況でござります。

○説明員(渡辺宏君) 大阪は例は七三・七%の者が過去に離職をしておるといふ数字が出でておりますし、そのほかの県では五八・六%ほ

どが過去にそういう経験を持つておるといふうな数字が出ておるところもございますが、そういう問題につきまして、警察といたしましては、犯した非行を調べる過程におきまして、その非行を調べると同時に、その過程において、その少年の成育歴とか動機、原因といつたものを把握して、再非行がされるかどうかといふようなことを総合的に判断して関係の機関に通告する、こういったことを出しております。

○藤原道子君 大阪は何%ですか。

○説明員(渡辺宏君) 大阪は七三・七%でござります。

○藤原道子君 センカクお呼びをしておいてわざかしが質問の時間がございませんので、またあとであらためて資料をちよだいたいしたいと思います。

いま、大臣お聞き及びのとおりなんでおございま

す。結局、離職の経験のある者が平均して五

入・六%、それから大阪では七三・七%だとい

うですね。私は、無計画に転職するといふのは、

相談するところがないからだと思つんですよ。そ

こで、職業安定所が、たいへんうまいことが書い

てあるんですけども、私ども相談を受けたとこ

ろでは、職業安定所へ行つても親切に扱つてもら

えない、十分心まで聞いてもらえないといふこと

で、まあ、何とか義務的に扱つよう傾向がある

んじゃないかといふように判断できるケースがあ

ざりますが、家庭での関係といつてしまして非行に

見ましても非常に多いわけでござります。最近の状態、これは四十二年度までしかいわけです。が、最近一体どういう状態でございましょうか。子供が多く検挙されておりますが、この数字でございましても非常に多いわけでござります。最近の状態、これらは原因があるもの、それから学校に原因があるもの、職場に原因があるもの、あるいは広く社会環境に原因があるものといふいろいろな環境に原因があるものといふいろいろな環境に原因がある

ざりますが、家庭での関係といつてしまして非行に

最近、全通と郵政省の間で何か管轄体制の問題をめぐりまして、やや社会的な問題にまで発展しているやに伺つておるわけであります。労働大臣、御承知のように、三月三十一日にも、これは毎日新聞でござりますが、社説にとらえて「郵便物の滞留と労使関係」、こういうふうに出ております。それから二十八日の読売新聞にもいろいろなことが出ております。ちょっと断片的に読んでみると、大きな字で言えば「総管の悪化が元凶」だ、しかし中身をすつと読んでみますと、「國民不在の対立」、「管理強化でどる滔」におちいらしめておる、こういうふうなことが書かれております。それからもうちょっとと下のほうを見ますと「暗く重苦しい杉並局」と、こういうふうにこの新聞は書いております。それから朝日新聞の二十九日にもこのことが記事になつてとらえられております。それから同じく「朝日」の三月三十日には、「郵政事業をどう立て直すのか」ということについても議機関の設置を提案したけれども、この提案が取り入れられたあとは見られない、こういうふうなことがちょっとと断片的に書かれております。それから「朝日」の二十九日のところでござりますが、「郵便物滞留七百万通の舞台裏」と、こう書かれまして、きのうも何か大が子供さんとかみついたなどといふ記事も出ておりました。これやっぱり写真見ますと、配達員が自転車で歩いているのを大がほえている、こういう新聞等々が出、この中を見ると、やっぱり機械化といつても郵便集配についてはその限度があります。ですから、は私が言つているんじやないですか。新聞に書いてあるそのまま読みますが、自衛隊の人集めを解決する以外にない。ところが、どうも最近の労働事情を見ますれば、たいへんここには——これが郵便局の職員の人員募集、それとボスティスは、どこへ行っても職員募集、人員募集の看板がかかって

ている。さつぱり集まつてこないところに書いてある。こういうふうにそれぞれの一流の商業新聞が最近キャンペーんしている。それだけ私は社会問題となつてゐると思うんですが、それを所管せられておる労働省として、どの程度一体この問題を今日までに把握していたのかどうか。これはほんまかなことは労政局長でもいいが、大臣もせつかくおいでですから、大臣からひとつこの点を、いくつかる知つておられる範囲内で、その上に立つた大臣の認識というものを聞かせていただきたいと思います。

そういうときに労働を所管する労働大臣が、所管の方をやるのだから、ゆうべも何かあつたようだといふお話を、やっぱり労働省なり、そのための労政局といふのが要らなくなるということになりませんか、そんな程度では。何だったら労政局なんてなくしたっていいじゃないか、こういうことになりますませんかね。ですから、それはそれでどうならないのだと、存在価値があるのだといふ値打ち、価値的なものと言つてもいいみたい。

それからもうちょっと続けますがね、これは郵政次官でもいいですよ。これも私が言うのじやない新聞に書いてある。この新聞では——私のほうも、大体そういう認識でおりましたよ。年末になると、ごつり年賀郵便とかあるいは年末年始の小包などが一挙に持ち込まれますから、さなきだと思うのだ。新聞では、年末にそういう業務が集中してまいるから衝走の名物になつたと書いてある。あまりいい名物じゃないが、書いてある。しかし、そういうことについても、全通の労働組合と郵政省、それぞれの関係を所管されておるのには、東京であるならば東京の郵政局長でしようね。団体交渉をやつたり、法律に基づく話し合いをやつて、ここ最近五年間くらいは全部そういうものについては完配されておつたと、全部配達されたということです。これは最も大切なことなんで、労組の問題で大切な労使間の信頼関係といふものは逐次回復をされてきておつた、こう新聞では書かれている。そのことについて、新聞ではそろそろいふことを書いておりませんけれども、ここまでくると全國民的な問題ですから、國民が期待していました、こういうことなんですね。ところが、今度の場合はそうしたことでなくして、管理体制といふものを改善していくだけなければならないといふようなことです。管理体制といふか、新たなことをとばが出てきた。しかも、それもだんだん調べて

言つた監視業務などといふ業務を郵政局がやつてゐる、ここにも大きな問題があると新聞では書いている。問題の杉並の局などは監視班——自衛隊員なら何かよそからあやしい者が侵入してくるからということで監視班がありますけれども、郵政省では、これはそういう業務を行なつてゐるんぢやないと思うのですが、それは杉並の局にどのくらいい職員がいるかわかりませんが、二十数人の監視班が配置をされて業務を督励するという当局の態度は、民主社会における労使関係のあり方をわざと見えないものであると書いておる。管理者は、業務が遅滞したような場合は、率先部下の仕事を手を借りてあります。それで、みずから模範を示す態度が望ましいのです。そこで、権力をかさに着た業務監視のよくなやり方は、当局の意図とは反対に仕事の能率を低下させることばかりであると、こう書いてゐるのです。それが東京の三百五十万通とか、全国で七百万通郵便物が送達しているその最たる原因じゃないんでしょうか。そういうことがここにも書いてありますように、職場の人間関係を悪化させる、ひどいは労使関係を敷いたがたいものにしているんじゃないかと、こう言つてゐるんです。社説では。しかも、仕事の量は、昭和三十年を一〇〇とした場合に、四十四年は二・二倍強になつてゐる。しかも、こういうよくな状態が続いていますから——私は郵便局には友だちもおりますし、知人もありますから、たびたび話しておりますが、魅力がないんですね、職場に。郵政次官、よくこのところを聞いてくださいよ。午前中の審議では、大体そういう集配関係についている人じやないかと思いますが、三千八百九十人も占めて、のは年々歳々増大して、四十三年度には八千七百四十一名いた。その中でも勤務五ヵ月未満といふのは、大体そういう集配業務の職場にもう少しいうことが出てきています。一般的の退職者といふのは年々歳々増大して、四十三年度には八千七百四十一名いた。その中でも勤務五ヵ月未満といふのは、大体そういう集配業務についている人じやないかと思いますが、三千八百九十人も占めて、

らしい人が圧倒的に多い、こう新聞に書いてあります。これを黙つて放置しておつたらどうでしようか、郵政次官。いろいろ新聞に書かれておりますが、郵政事業の再建論だとかなんとか書かれていますけれども、私は、集配業務の将来といふものは樂觀を許さないのじやないか、こう思うのです。ですが、この点ひとつ郵政次官答えてください。それから、ここに書かれていて非常に私は心配をしていることがございますが、つまり郵政局の管理体制強化という美名に隠れて、管理者は組合の組織の切りくずしを意図している動きがあると指摘されている。このような動きがあるとするならば、当局は、即刻中止すべきであると思う。過去の経験では、組織の分裂策動が労使関係を不信のどろ沼に追い込んだ幾つかの事例と歴史がある、こうなっています。おそらくや、その歴史といふのは、いまから十数年前、私が国鉄労働組合の委員長をやつておつたときに、新潟でこういうことが起きました。あえてこの席で名前を言いますけれども、当時の職員局長は河村勝君です。ただいま社民党中央衆議院議員に当選しています。この方が原局の局長でやつたことをここで過去の経験とか歴史——こういつまり労使関係を不信のどろ沼におとし入れた一つの参考として例にあげているのじやないか、こう思うのであります。私も昨年の十一月末ころだと思いますが、非常に間違題を心配しまして、北海道であります。二、三の郵便局を視察をいたしました。また、ある意味においては調査をして参りました。杉並だけの問題ではない。私の調査したものもここにござりますけれども、こういう事柄がこの新聞で書かれてはいる。しかも、一番私もその当時から感じておつたのであります。が、暗くて重苦しい、非常に陰惨な状態でしよう。察するところでは。そういうものの私は調査した段階でも感じとつきました。ある意味において、郵政省のつまり管理体制といいますか、監視労働といいますか、こういふものは近代社会、しかも近代的な企業の中において異

これは私が行つたときの調査一つ二つ、時間がありませんから例をあげます。私の行つた郵便局では、大体いま言つたような二十人も監視班といふものがいたわけじやありません。しかし、何人がおつた模様であります。私には郵便局のだれか、どなたさんかわかりませんがね。その方が、私がその郵便局の知つた人と話しておると、うしろのほうに立つておつて、ストップウォッチではかつておる。一分三十秒、どなたさんがまた来て話をすると一分二十秒等と全部記録をして、トータル二十分か三十分になると賃金カット、こういう事例がございました。それともう一つは、常にそういうことが積り重なつてそういうことになつたのかどうかわからりませんが、全通という労働組合を敵だと、こう規定して敵視をしているところに問題がある。したがつて、この郵便局の中でも私は感じてまいりましたが、現在の事業の危機の中で全通の運動方針というのは事業を破壊するものだと、こういうことを堂々と公言している者がいる。これは組合員じゃないですよ、管理すべき者がですね。それから全通のやつていることは違法行為である、不法行為である、特に役づきの職員の場合には職務上の義務と組合員であるということは両立しないのである、こんなことを言つてはいるやつがいるのだね。もし、この人の言うとおりだつたら、先ほど冒頭に言った、一体、労働組合といふのはどういうことになるのかな、こういう関係。それから全通の方針を支持する者は昇進の道はないぞと、こういふことを平氣で言つてはいる者がある。政務次官、どうですか。いま三つほど私が見てきた例を申し上げたのですが、これは北海道の郵便局ですね。これがもはや杉並局に象徴されて全国的なものになってきておるから、今日、新規紙上のこうした種になつておるのじやないかと私は思うのですよ。もうこれは憂慮せねばならぬいい問題だと思いますが、人事局長もここにおいでですから、ぜひこうした事例等を、おそらく人事局長は把握しておるのだと思うのですが、考えて

か。この点を、とりあえず政務次官、あなたが、政務次官になつたばかりだからようはわかつていいませんなんて言つたってだめなんですよ。こういう問題は。そのためには人事局長を呼びつけて聞けばいいんですから。——人事局長とか、郵政省の役人といふものは偉いので、この間も私は勉強会に来てもらいたいといつたら来ない、なかなか来ないのですよ。きょうも、問題は杉並の局ですから、東京郵政局所管でしょう。郵政局長が所管しておるわけですね。しかし地方局長がやつておるその責任は本省が負う、これはたゞそとして当然なんだが、それは問題によりけりなんです。地方局長といつても、鹿児島の局長とか福岡の局長、札幌の局長にこゝへおいで願ひたいというのは、これはむちやくちやな話ですよ、言つてみれば。しかし、国会は東京に所在しておつて、東京にいらつしやるわけでしよう、その局長が。しかも国会において聞かなければならぬことはたくさんあるのですから、そういうときには国会において願いたいと言ふ、ところが出てこない。この間は公的なものじやないですから、それほど拘束はできませんけれども、きょうは国会という公の場所ですよ。質問する場合に、委員長はそうちした関係の方々に答弁をしていただく、政府の委員の方々あるいは大臣といふのはそういうことになつてゐる。法律に定められている。それがいわゆる郵政省の国会の政府委員でありますからと、いまだにまだ出てきてない。政務次官、こういう点では、私は、端的な表現をいたしますけれども、各省をずっと見てこれくらい横柄な役人はいないです。この態度は許されない。同時に、そういう態度がこの新聞に書かれている元凶になつて、今日の全通との労使紛争がいまに国民の期待の方に向つてない。こういうことになると思ふので、あなたの政務次官として、本来は大臣がおいでになるべきでありますけれども、予算委員会のほうで都合悪いということで出てきていただいておるわけですから、この点の的確なあなたの見解を

○政府委員(小沢恵三君) 先生の御指摘、御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思ひます。ただ、私もまだ仕事の全般にわたつて精通をいたしておらない点もございまするので、行き過ぎ等がございましたら御指摘を後ほどいただきたいと存じます。

いろいろ御質疑がございました。多分毎日新聞の論説等であつたかと存じますが、その中で、第一点には監視労働をされておるのではないか、こういう御指摘であります。私も、就任以来、早速に杉並局あるいは東京の普通局等に行つてまいりまことにした。杉並の事態も私の目で確かめてきたわけであります。御指摘のように、ごく率直に申し上げますれば、こうした事情の中で労働を行なうといふことは、まさに意欲をもって仕事ができかねることは、まことに意欲をもって仕事ができかねることとは、私は率直に感じました。しかし、一方、郵政省といたしましては、日々たまつてまいります物を何としても消化しなければならないといふ郵便法に規定されたその責務がござります。したがつて、郵政省としては監視班ということではなくて、まあその物を一日も早く処理をしたいといふための対策班という立場で、東京郵政局から二十数人の者を派遣したと私は理解をいたしております。

第二には、職場においてその魅力が薄いために若い人たちが従事しないのではないかという御指摘もそのとおりかと存じております。これは同時に、将来の方向を先生御指摘で、たいへん郵政事業の将来に対して大きな問題を投げかけられておるということであります。このことも、資料によれば、昭和六十年には現在の百億通をこえる郵便物がその倍の二百億通をこえる。こういう事態を予測をいたしてみれば、当然に魅力のある職場をこれからつくり上げていかなければ、将来のそれを大きさを数量をさばき切れなくなるなります。

ことはそのとおりだと考えております。その次に、現在、郵政省が特に全通信労働組合を切りくずしたいとして、他の組合をつくることを主張しておられるような御発言でございましたが、私どもはさようなことは絶対にいたしておりません。立場をとつておるわけであります。第四には、まあ全通を敵視しておるのでないかという御指摘がありますが、このようなことでも、省としては決して考えておらないということだらうと思います。

総じて申し上げますれば、再々御指摘のように、郵便事業は何としても人手にたよらなければならぬ事業である以上は、労使間の円満な協力関係、信頼関係が確立されなければその事業の運営を全うすることはできないわけだらうと考えております。そうした基本的な立場に立つて、郵政省としては、今後も引き続いてその態度を堅持しながら國民に期待されるサービスを提供いたしていきたい、がよう考えております。

○吉田忠三郎君 前段のほうは、さすがは郵政の政務次官だと、非常にこう私は感心して聞いておつた。後段のほうにくと、郵便法に基づいて滞貨した郵便物を始末をしなければならぬから、監視班じやなくてお手伝いに行つたものだということのような意味のことですね、そういう立場をとつてある、こういうことです。それならけつこうなんですよ。それならこう新聞に書かれることはないとんだな、これに。これだけの数多い新聞、一社で書いたわけじゃない。それならばこういろいろこにならない。

現に、具体的な事例をあげてみますが、名古屋の郵便局において、中間管理者ですよ、これが郵政局を見学出張するのだということで、人管理第五四七〇号四十四年十月二十九日に基づいてこういうことを行なって、それから、その後の管内における主事であるとか主任ですね、そういう中間的な管理者に対しても教育をしているその教育の方針といふのはどういう方向かというと、明らかに不当労働行為に該当する行為を行なっている。だ

からあなたの立場はそういう立場でないと言わざるを得ないのだ。この場は、そうありますと言つたら不当労働行為になつてしまふから、あなたの答える立場はわかりますが、こういう事実はたくさんある。あるいはそういう教育を受けていた者かがどういろいろことを言つてているかと、全通は時間短縮・賃金引上げの要求を行つているが、その鬭い方は一部の労働貴族の誤ったイデオロギーによるもので、その行動に参加するものはだらしない」、こういうことを職員に言つてゐる。たいへんなことを言つてゐるのでよ。もう一つ例を言つてみますと、「全通の違法闘争には参加しないと決断のつかないものは欠員があつても役付職員には任命しない」、こういうことを言つてゐるのです。だから、あなたの立場上の答弁はわかりますが、私は、こういうことを多く言おうとしているのじゃない。現に、ゆうべ宝樹委員長と井出郵政大臣が何で会見したのですか。こうした問題を開拓するために、大臣と最高責任者の宝樹委員長と会談をして幾つかの折衝をしたわけでしょう。その折衝した内容についても私はここに持っていますが、その中にだつて、具体的にいま私があげたこういうことには触れていませんが、やはりあるじゃないですか。「全通に対する適視政策を改め、眞の業務運行確立のための政策を優先すること」、それからもう一つは、「郵政省の下部に対する二面指導を中止すること」、こういうことを話し合われていますね。これは何を意味するかということですね。それから「反組合のグループ（いわゆる良識者）の組織化のための主事会、主任会、ブラー制度、業務運行のための指導等に名をかりた諸施策の中止」、こういふことも話し合われている。それから四番目には、「組合組織の介入、特に人事権を背景とした悪質な介入、きりくすし、第二組合の組織化の即時中止」、こういふことも話し合われている。どうですか、これはまだたくさんある、話し合われている内容がね。いま私が読み上げたのは、あなたの大臣の井出大臣と全通の最高責任

者の宝樹委員長がゆうべお会いをして、時間も書いてありますよ。書いてありますが、午後八時からかなり長時間これは大臣と折衝しておられるでしょう。そのことだけれどどうですか、しかもいまあなたが答えられた非常に後段のきちよめんなども、そういうことはありましたということになると——不当労働行為に疑わしいものをたくさんやつてきたわけですからね。だから、そら言えないままあなたがここで、いや、そういう話はしたけれども、そういうことはありましたということになると——不当労働行為に疑わしいものをたくさん求めておるのじやないのです。そういう変則的な異常なほどの、つまり締めつけの管理体制、特に監視業務ですよ。この間、私は事務次官にも言つてやつた、あなたのところの、トップウォッチを持つてタイムをかかるというのは、これはどうしようかね。スポーツマンの場合は記録を記録しながら、やなりませんから、私も陸上競技の選手をやつたことがありますね、トップウォッチといふのを使いますね。競輪も使いますね。競馬も使うだろう。しかし、トップウォッチを使用するといふのは、いろいろな使い方がありますよね。しかし、自分のところの職員がお客様が来ていろいろお話をした場合に、うしろにだれか立つておってトップウォッチを持っている。一分三十秒、次一分五十秒、全部記録してトータルして賃金カット、こういうことにトップウォッチが使われておるところに問題があるのじやないですかと、こういふことを聞いておる。そういう体制にね。最近、聞くところによると、杉並の局、あるいはわれわれ全国的な情報を取つておりますけれども、全國的にややそのトップウォッチを使うことだけは何かやめたようでござりますけれどもね、たへんけつこうなことだと思ふ。そういうことが積もり積もり重なつて、今日こういう社会的な問題にまで発展していくおるのじやないですか。だから、これを解決するには、何といつても労使

一一

双方の法律の定めに基づくその根源にさかのぼつて問題解決しなければほぐれないじゃないじゃないです

か、どういふ問題は。そういう意味で、私は、ゆうべの井出郵政大臣と玉樹委員長の会談というの非常に有意義だと思っているがゆえに聞いています。

○占部秀君　ちよつといまの次官の答弁の前に
関連をして。いま、吉田君から質問があつたんで
すが、先ほどの質問のときに、次官が、これは監
視班じゃなくて対策のために、いわば対策班を派
遣しているものだ、こういうふうに言われたんだ
が、これも出すといふこと自体が、これは対策じゃ
なくて監視班だ。つまり役所には役所の機構が
あるのだから、したがつて、本省から、郵便物の
滞貨の状態がおかしいじゃないかといふので、そ
の処理を促進させるために一人か二人の人たちが
派遣されて、局長なりあるいは当該課長なりに早
くこれを処理しようと、こういうことなら私たちも
なるほど対策班を出したと、こういうふうに了解
できるのですよ。ところが、かりに四百人の従業
員のところへ二十数名やつたといふと、一人当たり
二十人ぐらいですわね。受け持ちが、これは昔
われわれも学生運動をやつたことがあるが、その
ころ戦前には、たとえば製糸の工場であるとか、
いろいろそういうところがあつて、女工さんたち
を監督する、ひどい監督をしたもので。ちょうど
はいんですよ。だから、対策班なんて言うけれど
とも、便所に行くときまで制約する。めしを食う
ときまで制約する。さらに吉田君がいま書われたほ
うに、ストップウォッチを持ってるなんて
こんな対策は対策班じゃない。少なくとも、監視
班を出したら監視班を出したとすんなり認めたほ
うがスマートですね。あなたの答弁をひとつ……

○政府委員(小淵恵三君) 吉田先生の御質問にお答え申し上げる前に、関連質問のほうに先にお答えいたしたいと思いますが、要是監視班、対策班というところの問題でないことは御指摘のとおり存じます。しかし、省としての立場は、郵便業務といふものが停滞し、それでおいても国民の皆さんから郵政省と組合とはアベック闘争をして日々にたまつていいという状態がありますれば、これは郵政省としての立場において、何としても解決を一日も早からしめための方法をとらざるを得ない。また、その方法が両々対策班であつたか、監視班であつたかわかりませんが、ことばは別といつしましても、その方法をとらざるを得なかつたというのが実情だと理解をいたしております。

それから先生の御質問に対しまして、全過委員長と郵政大臣と昨晩協議が持たれました。私も次席で控えておりまして、承知をいたしておきました。そこで、先ほどお読みいたしましたやうな要項案についてお話し合いが持たれたと承っておりますが、それは、若干、組合のほうからの御指摘があり、それに対して郵政大臣と話し合いが持たれたといたことであります。それについての結論はまだ未定であり、事務的に解決することとしてその場は終わつたと私は承っております。

○吉田忠三郎君 次官、この会談の結果はこれからの残されている問題ですから、あなたの答えられている認識でいいんですよ。ですから、私が先ほどちょっと二、三読んだこと、そういうことが大臣と片や全通の最高の責任者と話し合われている。しかし、その話の項目を読むと、つまり管理体制、あるいは幾つか事例をあげた不当労働行為的なものとか、一般論として、常識的に見て今までの異常なほどの管理、そなさせている一面がこの話し合いの中でものぞかれるのじゃないか、こういう意味であなたに申し上げた。この点誤解のないように願いたい。

「読売」の二十九日付に、ずっとこらいうところに大きく取り上げられている。その下段の中で、「管理機構の硬直化」、こう書いてありますね。しかしいませんが、新聞をそのまま読むと「混乱を招いたのは、杉並局の過激分子に違いないが、」——これは新聞だから過激であったかどうか大きくなるのは、当局側の管理方法だった。労働環境や労働条件の改善に重点をおかず、管理体制だけを強化するという官僚的な方法に、職員たちが反発しないはずがない。当局側は、これまで隨忍自重してきたが、郵便運配が社会問題となってきた以上、放置できないとしているが、このように混乱が大きくならないうちに解決をはかるのがほんとうの管理行政ではないだろうか。当局側は、そうした監督を公務員としての自覚をしつけるためだといつていて、その言葉のなかに思い上がった感じがただよっている。その裏には、われわれのいうことをきかなければ、いくらでも処分の方法があるといった古い権力主義と官僚主義がちらついている。最近、多少の行きすぎを反省したのか、井出郵政相は、あくまで「話し合による円満妥結をはかりたい」と、そういう姿勢を示している。郵政大臣の姿勢というのは、りっぱです。しかし前段のはうは、「管理機構の硬直化」というところに書かれている面を見たって、次官が郵便法に基づく立場ということでいま答えられたこととおおよそニーアンスの違つたものが報道されているわけでしょう、これは、あなたがどうぞ答えられようとも。

いるんじゃないのか、どう思うんですが、次官、どうですか。次官がすべて末端の業務まで把握しておられるわけじゃないんですから、うその報告聞いてるだけですかね。大体私の印象では、おそらくこういうことをやっているんですねからね。郵政の高級官僚からみんなあなたの耳に入ってくるのはうそを言つてたと思う。ちゃんとしたこと報告していないと思う。そうすると、うその報告を聞いてるんですから、あなたはそう思う。そこで、私はそう思つてただけの話ですが、人事局長、だからあなたのほうはそういう点許しいと思う。私の言つた、うそであるという言い方はちょっと言い過ぎかもしれないけれども、今日までの国会に来るとか来ないとかいう、そういうやりとりの中を見ても、どうも私はそういう印象を強くしたのであえて言つたんだけれども、うそでなければないだけつこうだけれども、あなた、こういう事柄についてどうこれから考えていくか。今までこうやってきたことが、ほんとうに郵政事業といふものを国民のものにするため行政としてやっておったかどうかということは、やはり反省してみると必要もあるし、反省の上に立つてこれからこうしたいというものもあるうとと思うんであります。反省がなければ前進といふものはないですかね。そういう意味で、どちらからでもけつこう上升げたいと思います。

三百五十万というような数字が出ておりますが、これはもちろん新聞の場合では、組合発表によればということになつております。それで、根拠を明らかにしておるわけですが、私どもの数字を逐次申し上げたいと思います。若干時間をいただきまして。全国で百五十万、東京では九十万といふような場合には、これは組合側の資料に基づいて新聞がお書きになる。では、その組合のほうでどうしてそういう数字をつかむのかといふ場合には、これは郵便物の滞留といふのは、当然、管理的立場にある者が各現場のものを集約してまとめなければ数字は出でこないというふうにわれわれ思つてあります。とにかくそういう数字が使われて新聞に出でる、あるいはその他も二、三ですね。われわれ実際に実務に携わっておった者から見ますれば違つた数字とか、違つた表現がある。これも申しておきたいと思つてあります。

それから、いろいろ問題ありましたけれども、労使関係の安定、あるいはその基礎になる信頼関係というふうな点が大きな点であつたとも見られますけれども、われわれ郵政の労使関係を安定するといふことは、先ほど来、労働省側のお話にもありましたよろしく、これはもういかなる企業におきましても当然のことでありますけれども、郵政の場合には、特にそういう点は重点を置いてやつておるわけであります。ついては、どういふうにしたら労使関係の安定が保てるかといふうなことであります。これは基本的に申しましておる以前に、その大前提となる関係の法律、規則、そういうものを守つていくといふこと、先ほどお示しのように、当局側が組合側に、禁止されおる不当労働行為をやるといふうなことは、これはもう論外でございますし、このことに規則、そういうものを守つていくといふこと、先ほどの申し方針を示して地方機関を指導しておるといふわけであります、同時に、労働組合側も法律、規則、そういう

ら、組合のほうは積極的に問題を解決しようといふことで幾つかの反省点を出さんだと思うんですよ。ところが拒否したという、君たちのほうは。

いいかね、新聞にはこう書いてある。

それから、いまもあなたは処分のことを口に出しましだが、処分したら組合がまたおこつた、あたりまえの話じゃないか。組合のことについては職員の勤務、休暇、諸規程のことを見てたてにとつていま

すが、処分するのは処分権と称して君たちが乱用しているんだよ。これは郵政省だけじゃない。こういう問題が起きたときにはどこの省でもそうだから、必ずやそこからまた問題が発展していく。

裁判問題になつたりなんかしているんですよ。だから、ここに書かれているように、あなた方は、公務員としての自覚をしつけるためだと言つていて

けれども、そのことばの端々には思い上がりが感じられる。その裏は、いま君の言つたように、言うことを聞かなければ幾らでも処分の方法はありますよと、こうした古い感覚、古い権力主義と官僚主義がこの中でもちりついて

は解決するはずはないじゃないですか。しかも、そういうことをやつていませんと、こう言つていま

すが、たとえば全通の杉並の支局側の話では――

これは組合の話だ、君の言ふことでは組合の話だ。たゞこを吸つていれば、やめなさい。足を組んで区分け作業をしていると、手でいきなり取り払う。読みにくいくて名の区分けで手間取ると、

その職員を二、三人の監視員が遠巻きにして、あれは能力がないんだ、やめてもらわなければならぬと陰口を言う。そして、その人々は、それな

ら能力のあるといふあなた方がやつてみなさいと言ふと、それはおれに反抗したことであるからと

言つて、トップウォッチで時間をとつて、九秒だと言ふ。こう書いてある、新聞に。ほくの調査のほうのやつでは、これは一分三十秒とか一分五

十五秒。これは九秒と書いてある。そして、賃金カットするということを告げてきている。どうな

いことは事実でしょ。幾ら新聞社だつてでたら

め書くわけはない。組合の報告とか、組合の説明だといつたてでたらめを書くわけはない。そし

て、そういうことについて聞くと、何ら自分たちがやつたんだ、組合がやつたんだと、すべて組合が悪いんだ、違法行為だと。ストライキは違法行

為だとかなんとかいうことばを君は使つたね。その速記録を見ればわかる。そら、もう最高の人

事を管理する責任者の局長が言つたから、もう一つ例を出す。名古屋で郵政局管内の庶務会計課長会議というものを昭和四十四年十一月十四日にやつております。荒瀬という人事部管理課長は「ストライキ対策にはいかなる方法手段をとろうと不当

労働行為問題はあり得ない」と訓示しているではありませんか。訓示しているんだ、これは、これ

は一体何なのか、まさに組合に対する不当介入で

はないですか。かりに君たちに処分権があるとい

うなら、そのあと処分すればいいじゃないですか、

これは一体何なのでですか。ふざけてはいけませんよ。

前日に文書で多数の項目を提示してきたものであ

りまして、これはできる限り早い機会に回答して

ております。荒瀬という人事部管理課長は「スト

ライキ対策にはいかなる方法手段をとろうと不当

労働行為問題はあり得ない」と訓示しているではありませんか。訓示しているんだ、これは、これ

は一体何なのか、まさに組合に対する不当介入で

はないですか。かりに君たちに処分権があるとい

うなら、そのあと処分すればいいじゃないですか、

これは一体何なのでですか。ふざけてはいけませんよ。

次に、当局側のほうは、組合が協議を申し入れ

ているけれどもけつたといふことが新聞に出てお

るのではないかといふようなお話をありますけれども、私の新聞の記事を詳細見ておりません。

いろいろな問題の協約を結び、いろいろ手当支給等について話し合いを行なつてきているところであります。おもに新聞の記事は、全通労働組合か

ら三月二十四日に提出された郵便外務職員の労働条件改善の問題についてであらうかと思しますけれども、これは今回の二十五日からの闘争に入る

前日に文書で多数の項目を提示してきたものであ

りまして、これはできる限り早い機会に回答して

ております。おもに新通の記事は、全通労働組合か

ら三月二十四日に提出された郵便外務職員の労働条件改善の問題についてであらうかと思しますけれども、これは今回の二十五日からの闘争に入る

前日に文書で多数の項目を提示してきたものであ

りまして、これはできる限り早い機会に回答して

ております。おもに新通の記事は、全通労働組合か

ら三月二十四日に提出された郵便外務職員の労働条件改善の問題についてであらうかと思しますけれども、これは今回の二十五日からの闘争に入る

前日に文書で多数の項目を提示してきたものであ

りまして、これはできる限り早い機会に回答して

ております。おもに新通の記事は、全通労働組合か

ら三月二十四日に提出された郵便外務職員の労働条件改善の問題についてであらうかと思しますけれども、これは今回の二十五日からの闘争に入る

前日に文書で多数の項目を提示してきたものであ

りまして、これはできる限り早い機会に回答して

ております。おもに新通の記事は、全通労働組合か

ら三月二十四日に提出された郵便外務職員の労働条件改善の問題についてであらうかと思しますけれども、これは今回の二十五日からの闘争に入る

前日に文書で多数の項目を提示してきたものであ

りまして、これはできる限り早い機会に回答して

おります。おもに新通の記事は、全通労働組合か

ら三月二十四日に提出された郵便外務職員の労働条件改善の問題についてであらうかと思しますけれども、これは今回の二十五日からの闘争に入る

聞いていただきたいと思うのであります。郵政局においては、九秒の賃金カットをするといふよう

なことはしていません。それから、最後に名古屋の郵政局で、昨年十一月十四日の庶務会計課長会議で、ある課長が……

も、私の新聞の記事を詳細見ておりません。

記憶しておりますので、いつの時点における申

し入れに対してのことかよくわかりませんが、郵

政省と全通の間には団体交渉、話し合いによつ

て、そういうことについて聞くと、何ら自分たち

がやつたんだ、組合がやつたんだと、すべて組合

が悪いためだ。違法行為だと。ストライキは違法行

為だとかなんとかいうことばを君は使つたね。

その速記録を見ればわかる。そら、もう最高の人

を管理する責任者の局長が言つたから、もう一つ

例を出す。名古屋で郵政局管内の庶務会計課長会

議といふものを昭和四十四年十一月十四日にやつ

ております。荒瀬といふ人事部管理課長は「スト

ライキ対策にはいかなる方法手段をとろうと不当

労働行為問題はあり得ない」と訓示しているであ

ります。荒瀬といふ人事部管理課長は「スト

ライキ対策にはいかなる方法手段をとろうと不当

労働行為問題はあり得ない」と訓示しているであ

ります。荒瀬といふ人事部管理課長は「スト

法律、規則であつたとしても、その内容が全通りの諸者の給与、勤務条件あるいは諸権利の問題に関連のある問題については、これは団交以前の問題とは言えない。団交の中の問題として解決すれば、あなたの言われたことを私は率直に受けるけれども、労働組合が当局と交渉するのは、給与、勤務条件、諸権利に関連しての問題をやるのであって、法律を実施するあるいは規則を実行する、その運営のいろいろな面について給与、勤務条件、諸権利問題が関連しておるのであつたならば、団交以前の問題ではない。団交以前の問題ではあるといふうに、機械的に法律がこうだから規則がこうだからというのは、それは法律、規則を自分自身都合のいいようにあなたは解釈をしている。そして、そういう問題についても団交以前の問題だとシャットアウトしようと思えば、権力者であるあなた方はシャットアウトできる。そういうことがあってはならないので、公務員の——公務員ですよ、全通も、公務員なんだけれども、公務員の労働組合にもやはり労働組合としての、対等な立場の団交権を認めておるわけです。そういうものを少しあなた方は直してもらわなくちゃならぬ。これが一つ。

それからもう一つは、管理運営の面についての立場の尊重と言うのだけれども、これはもちろん公企体法には団交の条件が書いてあって、そして、ただし、公営企業体等の管理運営についてはこの限りではない、これは確かにあるわけです。しかし、労働組合が給与、勤務条件、諸権利を守るために管理運営について関連のある問題はうんとあるわけです。そういう問題については団交をお互いにして、労使の間なんだか対立はあるけれども、それをねばり強く団交をして打開していくところに人事局長としてのあなたの役割りがあるのであって、もし、そういうものをする必要がないのなら人事局長のあなたなんか置く必要はないのです。

それから第三には、あなたはいま全通の団交を拒否した覚えはないと言われるのですが、二月の終わりから三月の初めにかけて問題が始まつたとき、全通の宝樹君あるいは副委員長が知らぬけれども、中央のあなたあるいは曾山次官と交渉したとして、問題を現地におろそうということで東京郵政局長と、たしか全通の東京地本の委員長は鈴木君だと思っておるのですが、その人との交渉にゆだねようということに中央ではなつた。ところが、郵政局長へ全通の東京地本の委員長が、いまだ言つたように、中央でなつたからといって交渉を申し入れたところが、交渉をする必要はないといつてこれをけつたと、こういう事実があるのです。だから吉田さんがそういうことを言つたわけなんです。われわれは言いがかりをつけておるのじゃない。そういう点についてひとつ鮮明にしてもらいたい。そういう点は、あなたが人事局長とはいひながら全部が全部知つておるわけじゃないのだから、もしも最後の点なんかは、これは調べてみてお答えすると、こうしたことなら調べて確實なところをひとつ答弁をしてもらつてもけつこうです。

○吉田忠三郎君 時間がだいぶ進んでおりますからね。まとめて答えてもらえ抜けつこうです。

その一つは、名古屋での具体的な実例をあげたところが、それについては、どうもあいまいな答弁をしておりりますね。だからこれは調べて、次回の委員会に明らかにしてもらいたい。これが一つ。

それから管理運営の事項についても、組合が何でも言つてくると、こういう答弁があつたのです、さつき。そこで人事局長、管理運営事項といふものは一体何かということなんですがね。どれどれどれが管理運営事項であるということ、私は、全通ではどういうふうにきめておるか、郵政省でどういうふうにきめておるか存じ上げていませんから、そういうことを言いませんがね。しかし人事局長、管理運営に属する事項というのものはどこで一体これをきめるかといふと、労使双方

の団体交渉の中でこの管理運営事項というものはちゃんと書かれておりますよに、労働組合の配成をされた、組織されている最大の目的は何かといふと、労働条件の維持改善なんです。わかりますね。ですから、たとえばおそらく君のほうは配置転換については管理運営事項だ、だから話に応じませんとか、幾つか例はありますよ。配置転換というのは自分の職務が変わるわけです、職場が変わる。これは、労働条件に関係ないかといったら労働条件に関係あるでしょ。だから、そういう点についても組合のほうが言うのはあたりまえな話なんです。ですから管理運営事項というのは、つまり規則で決めたり、それを一ぺん目で見て、ものさしではかるというようなものじゃないのです。常にこの管理運営事項の中にも労働条件というものが入ってくる。その場合、目に見えない、動くものなんです、弾力的なものですよ。ですから、そういうものについては、いまどうこうということじやありませんがね。将来にわたっても、労使双方で団体交渉なり話し合っていけば、おのずからそんなに納得しないで、こんなに大騒ぎにならないで済む問題がある。それからもう一つは、そういうものを私のほうで一つも拒否したことはありませんという意味の答えなんですね。政務次官もせっかくいらっしゃいますから——人事局長などは、あなたのところで全部の新聞とつておるわけですから、見ておるでしょ。少なくともこういう問題が大きくなつた際ににおいては、どこの新聞の社説だつて見ていると思うのだよこれが。局長、しかもきょう何日だと思いますか。きょうは四月の何日ですか。きょうは二日でしょう。「朝日」の三月三十日のこの社説見てごらんなさい。これを読みますと、「異常といふべき選配の原因は一体どこにあるのか」、「郵政事業をどう立て直すのか」というタイトルで書かれているものなんです。さる三十六年から二年間、第三者による選配問題研究会が現場を調査し、郵政労使に報告書を出した。事情は当時と少しも変わらぬのです。

便物が非常に増大し大型化している。それから内
部的な要因とすれば、当局側は、組合が闘争をや
るからだ。組合側は、当局が策がない、のみなら
ずそうした人々がきわめて低賃金で働かされてい
る、こういうことで、つまりこれは意見一致しま
せんな。双方この点では意見一致しないでしょ
う。それぞれの立場でものを言つてはいるわけで
す。しかし、人間尊重による明るい職場をつく
る、それから、これはここに書いてあるのを読み
ますとね、陰に陽に与党が紛争に介入すること
や、労使とも政治的解決を求める悪弊のは正、こ
ういうことを考えながら労使協議機関の設置を提
案をした。ところがこれがさっぱり取り入れられ
たあとは見られないということですから、そういう
うあとが見られていないから拒否されたというこ
とになるのじゃないですか、これは。そこにぼく
はすべての問題の中心があるとは考えていない
が、新聞に出たものをわれわれが見ても、どう
も郵政省の官側についても欠陥だらけであるとい
う印象を受けるものだから、私は新聞を読みなが
ら言つているのですよ。だから、占部さんが関連
して言われたことについても答弁すると同時に、
もうそろそろ私は——この問題きょうだけであり
ませんから、会期中ずっとやつていきますが、政
務次官、これはあなた答えてもらいたいのです
が、幸い郵政大臣と宝樹委員長がかなり長時間昨
夜会談をして、いろんな問題が話し合われて、こ
れを煮詰めようではないかというようなことに
なつて、われわれも非常にそういう意味では喜ん
でおりますが、先ほど四つまで読みましたが、責
任者の責任を明らかにすること、それから郵人管
第七十五号の完全浸透と実施、これは人事局長、
君のほうから第七十五号というものを何か通達し
ていると思う。これを完全に浸透させて実施する
こと。それから業務運営、職員の体質改善に名を
かりた監視労働の中止、低能率者の再訓練、職員
採用時における訓練、組合の下部組織における労

勵賞行の解決にあたっては、労使間の協議を行なうこと。处分の量定、不利益処分の範囲の解決。最主事、主任の昇任、昇格者の問題などの解決。最後に、郵便労働者、特に外勤職員の労働条件の改善にあたって、当面の施策を明示すること及び将来における問題点の解決のための協議。こういうことが話し合われて、井出郵政大臣はこれに答えて――非常に私はこの大臣の意欲をここで買つているわけですが、大臣は、もつと早い時期に会うべきであったと思う。こういうことをおっしゃつて、それを前提にして今回の闘争については早急に解決をはかるために努力をしたい。それから二番目に、郵政事業は人手で回している事業であるから、それにマッチするような対策がなければならない。それから三番目は、幾つかの体験の積み上げの中から不信感をなくして一步一歩積み上げていくことが必要だ。四番目、このような前提に立つて具体的な内容は事務当局と煮詰めて検討の結果を見て再び会見して解決をはかりたい、こういう態度を明らかにして、宝樹委員長もこれを了承しているのですね、ゆうべの段階では。非常に大切な事柄を話し合われました。私は先ほど言ったように、井出郵政大臣については敬意を表したいたいと思います。ぜひひとつこの話をいわゆる事務当局の段階で煮詰めて、大臣もここで言つていませんけれども、最終的にはこの事務段階だけでは結論は出せないだろう。政治的に大臣がみずから決断をしなければならない場合もある。このことにについても、大臣は再び宝樹委員長と交渉することをここで約束をしているのです。これは具体的にはまだ何もきまつていないようでありますけれども、非常に実のある会談であったと思う。しかも、その問題解決のために道を開いてくれたのではないか、こう私は思うので、ぜひひとつ政務次官におきましても、事務当局を督励、激励、鞭撻をして、今日的な問題の解決に努力してもらいたいということを申し上げて、きょうのこの問題についての質問を終わりたいと思う。しかしこれで終わつたのではないです。いいですか、局長。会

○政府委員(小沢恵三君) 国家行政組織法第十七条によつて、政務次官は、大臣の意思が省内にあるのは政策の全般に行きわたるよう補佐するのを目的とめと存じております。御指摘の点につき、大臣が委員長と話し合われたそのお気持ちについて、政務次官として、その職責を果たしてまいりたいと思います。

○政府委員(中田正一君) 先ほどのお尋ねにつきまして簡潔にお答え申し上げます。

まず、最初に、先ほどの私の答弁の中のルールを守つてという中に、國交以前の法律云々といふことのお話がございました。これは私の答弁の中のことばが足らなかつたために、このようにお受け取りいただいたとすれば、まことに申しわけないと思ひます。私が先ほど申し上げましたのは、ルールといふ場合に、これは双方で話し合つてつくったルール、それはもちろんありますが、それ以前の法律、規則、それに定められている事柄も守りながらといふことで申し上げたつもりであります、ことば足らずに申しわけないことをいたしました。

それから、第二点の管理運営といふ立場も尊重してもらわなければならぬといふけれども、これは労働条件が関連するので、その辺簡単にいかぬじゃないかといふお話をますが、これはまさにそのとおりでございます。したがいまして、私どもは、初めから管理運営の事柄に属するから、これはもう話し合いにも応じないとか、そういう態度ではございませんで、まず中身に入つてみよう、その中で、これは協約を結ぶにふさわしい労働条件だとか、あるいは協約は結べないようなんのだとか、おのずからわかるだろう、まずその中でやつてみようということで進めております。

す。そうしまして、これは最終的に意見合致して管理運営だということになる場合もありますし、そうでない場合もありますが、その場合にはその話し合った事柄についても、最後に実施するかしないかという決定は当局側にまかしてもらいたいというようなことを申しておるのでございます。

三番目に、交渉拒否のことはないと言うが、東京郵政であつたじやないかという御指摘です。これは私どもの理解では、中央段階で話し合いで交渉が行なわれたあと、さらに東京郵政局において同様の交渉を持つようだということを地方で話して合つたことはござります。で、東京段階で問題になりましたのは、郵政局側としてその交渉を拒否するということはなかつたつもりでございますが、そのとき問題になりましたのは、出席者の顔ぶれが問題になつた。組合のほうは、局長がお出なければいかぬ、郵政局のほうでは、これはルールを平常きめてあるわけでございまして、交渉委員によつてやろう、そこで若干トラブルがありましてたけれども、交渉拒否とか、そういうことではございませんで、出席者の顔ぶれについて若干トラブルがあつたと、こうことでござります。

それから、次に吉田先生のお尋ねの件でござりますが、まず第一点の昨年の十一月の名古屋管内の庶務会計課長会議のときの問題、これは私どももささらに調べていきたいと思います。

それから、第二点の管理運営事項については、これは先ほどお答えしたとおりであります。ちょっとと具体的に例を申し上げますと、その限界はどうだということは、なかなかむずかしい問題がありますけれども、たとえて申しますれば、杉並でも問題になりましたのは、郵便配達区画の調整の問題があります。Aの区、Bの区、それを新しい住居表示に即応しまして調整するという問題がございます。私どもは、これは元来は与えられた定員、与えられた勤務時間内での業務運営の一つの方法でござりますので、それをどういうふうに区切るかというのは管理的な立場からきめいくということであらうと思いますが、こういう問

題についても、労働組合側がいろいろ問題を提起する、意見を述べるということがあります。そういう場合には、率直にその意見に耳を傾けるといふことにしておりますが、先ほど申しましたように、こういった問題は管理運営の立場から、最後に意見が合わないで一定の時間がたった場合は、郵便局長の責任において取り連ぶといふようなことがあるわけでございます。

それから、第三番目に、交渉を拒否したことはないということに関連して、朝日新聞の社説を引用されました。その中の第三者による調査会——これは、私もそのことで思い出したのでありますけれども、「朝日」の社説読んでおります。第三者による選配問題調査会——ここでいろいろ何しておるのにそれを実行していないじゃないか——という「朝日」の社説であります。が、どういうふうにお考えになつたのかわかりませんが、これは労働組合の内部で、労働組合の立場から労働組合側が第三者に委嘱してつくった調査会——うことでございまして、いろいろ労働組合には意見を述べていることであつらうと思いますが、郵政省のほうに勧告とか、答申——うようなことをする調査会ではないわけでありまして、当局側としては、組合側が設置したその選配問題調査会の答申——うか、勧告を受けたこともないし、それを実行する立場にもなかつたであろう——うふうに思うのであります。それから、それに関連して、提案した協議会がいられなかつた——うことです——が、これは新聞の社説でも、もし調査会の中の結論であるといったまづれば、——これは昭和三十六、七年——うふうに社説に書いてあつたかと思いますが、当時のことは私はつまびらかにいたしません。どういう問題であったのか存じませんが、少なくとも、最近において組合から申し出のあつた事柄について形はどうであれ、委員会とか協議会——う、どういう形をとるかは別といたしまして、私ども、団交、話し合い——うようなことを行なつていないと——うことはない——うふうに考

えておるのやうぢやうます。大体以上で「やうぢやう

ておりますね。そうして「違法闘争に参加する」とは役職者としては不適格者である。」と訓示をしております。

お話を伺いますが、私も事実を的確につかんでおりませんので、早速事業団に連絡をいたしまし

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

○吉田忠三郎君 これで終わりたいと思つたけれども、どうもあなたのものの言い方が妙な言い方なんですね。あなた、報告を受けていなければい

の破壊者である。一方の第二組合のほうは事業に対する生産性向上に協力する組合だ、これまた第二組合としては迷惑な話じゃないかと思う。こんなことを言われたら、余談は別として、こういふ

ないでいいんです。ところが、それは労働組合の委嘱した機関であるからと、そんなこと何にも書いていない。そんなこと言った覚えもない。ここに書いてあるのは、「三十六年から二年間、第三者による選問問題研究会が現場を調査し」というのですね。そうして「郵政労使」、ちゃんと両方と書いてある。「郵政労使に報告書を出した」と。具体的な問題としては「労使協議機関の設置を提案した」と、こう書いているのです。だから、あなたのはうは、そういうものは提案された覚えもなければ、報告もきていないでいいんですね。新聞に書いてあつたから、ぼくは言つたのです。何人が見たってこのとおりですよな。だけれども、このことを私は問題にしているのではなくて、その他今日まで幾つも問題があつて、それがどうもいま君のような感覚でやつておるから問題が解決しないできたのじやないかなと、こう思つた。こういうことも、新聞に出ているものだから、一つの例じやないかということで例をあげたというだけなんですね。いいですか、局長。それはそれで答弁も何も要らぬですよ。

の破壊者である。一方の第二組合のほうは事業に對して生産性向上に協力する組合だ。これまた第二組合としては迷惑な話じゃないかと思う。こんなことを言われたら、余談は別として、こういう事実も一緒に調べて報告してください。

○藤原道子君 ちよつと私も問題は別ですが、労働省にお願いしたい。

実は、この間米、川崎の労災病院のことで視察を行つたり、あるいはここでいろいろ討議をいたしました。この間、労働福祉事業団の方が私のところに参りまして、いろいろ御心配をかけました。が、三病棟閉鎖の予定が第七病棟だけで、あとは第八病棟で運営することになりました。御心配をかけましたと言つてきましたから、円満解決したのだと私安心しております。まことに、四十一年度に結んだ協約に違反していたというので、ずっと三年間も認めておりながら、突然今度の給与で五千円カットってきて、来月分の給与でまた七千円カットするそうです。やつとあれだけ大きな争議が解決して、そのとたんにまた賃金カット、労働組合と話し合ひもしないで賃金カットをしてきた。どうもこのごろのやり方は官僚的ですよ。あなたが解説しておられるべきです。

○國務大臣〔野原正勝君〕 先ほど来、実は何つておりまして、たいへん私は勉強になりました。どうも非常に労使の間というか、不信感があります。それが日には日を、歯には歯をということであつてはならないと思っております。お互いに理解と協力でもつと明るい職場を、これは郵便局のほうもあるいは働く人たちもおそらく明朗な職場をつくりたいと思っておると思う。この点は、むろん労働条件とかあるいは基準法以前の問題で、何かどうも伺つておりますと、私ども予想もしなかつたような、お互に不信感があるようになつた。そういう点を一日も早く取り去つていくことが必要だと思います。したがつて、きょうのお話を伺いまして、私としましては非常に意外でびっくりしました。実はこういうようなことがあつてはならないと思うし、もうせっかく日本経済がここまで発展しておる矢先に、労使の間にそらに不信心感があるようなことはいけないのでありますから、先ほどの青少年の福祉法の際にも申し上げたとおり、今後の日本の発展のためには労使双方がお互いに理解をし合ひ、そして明るい職場をつくっていくといふような面で、むずかしい理

それから、さくきの調査ですね、名古屋のやつを調べてここに報告する、こういうことになりますから、ものはついでですから、東京のやつもひとつ出しておくから、これもひとつ調べてくださいよ。東京郵政局板倉人事部長は、管内主事訓練において「事業にとって事故、犯罪など克服しなければならない」、当然ですな。これがために「三大悪がある。全通の闘争による慢性遅延はこの悪のひとつである。」「全通は闘争至上主義で、事業の破壊者であり、全郵労は事業に対して生産性向上に協力する組合である。」明らかにこれは分裂を意味するものがの中にただよつ

方は官僚ですけれども、すべて話し合いか反り合いで過ぎて問題を起こしておる。これは事業団に、どういうことなのか一度報告いくるようになると話すたんですが、円満解決したと思って安心していたら、突然円満解決しなくなる日の給与の日に黙って賃金カットしてきた。これでは、看護婦さんがあの重労働、低賃金で働いており、そこで五千円、七千円の賃金カットされたらおさまらない。そういうことがどうなつておるか私わかりませんので、ひとつ報告に来るようにおっしゃつていただきたい。

届はわかりませんけれども、とにかく不信心を取り去っていくという面で、今後の問題についてはお互に寛容と節度という問題で、ひとつお互いに十分話し合いを進めていくほしといふ点はきょうの話を伺いました。私が直接担当の事項ではございませんけれども、郵政大臣に率直に私の見解を申し上げまして、一日でも早くお互が明朗な職場に返るよう側面から協力申し上げることをお誓いいたしました。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめたいと思います。

第七部
社会労働委員会会議録第九号 昭和四十五年四月一日

昭和四十五年四月二十日印刷

昭和四十五年四月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局